

第 1 回長野県 ESCO 事業導入促進研究会 結果概要

日 時：平成 28 年 12 月 1 日（木）13:30～15:30

場 所：県庁西庁舎 112 号会議室

質疑・意見交換の発言要旨

質問等	回答等
<p>(資料 2 関係)</p> <p>【高木座長】 説明資料における中小規模の定義について。</p> <p>【高木座長】 契約期間について、もうちょっと時間が長ければもっと（エネルギー消費量が）減るのという事例がある。コミッショニングというが、建物の省エネルギー化を継続して行うと最初はかなり落ちるが、徐々に緩やかになり、10 年目で半分くらいになるという事例があるが、長期の ESCO について、シェアードであるのか。 ギャランティードだともう少し長いといいかなど。</p> <p>【事務局】 資料 2 の 9 ページの、大規模自治体がギャランティードでやる場合が多いが、これは資金力の問題によるのか。</p> <p>資料 2 の 14 ページの、地元経済の活性化について、評価項目の中に地元経済の活性化を必須要件とするとあるが、通常 ESCO 事業をやる際にこういう要件がないと、アズビルさんの場合地元事</p>	<p>(資料 2 関係)</p> <p>【アズビル(株)】 延床面積 10,000 m²以下を中小規模としている。</p> <p>【アズビル(株)】 シェアードだと 10 年以上ある。 ギャランティードだと 3 年ほど。</p> <p>ギャランティード契約としては 3 年だが、その後は運用などの省エネコンサルでの契約により、減らしていく可能性がある。 一旦落ちて、その後しばらくして、増えたり減ったりすることがあり、その運用を見て下げていけるように取組む。</p> <p>【アズビル(株)】 小さい施設はギャランティードでやる自治体もある。横浜や大阪府は財政力指数が大きく、小さい施設はギャランティードでやられる。そこまで余裕のない自治体は、もともとかかる費用もベースに組み込んでそこから ESCO 事業でさらに省エネ等を進めていこうという考え方がある。費用の平準化以外に、このような考え方で進めていかれている事例である。</p> <p>施設に一番近くにある地元の事業者さんだと、何かあった時の対策は近い方がいい。そういったことから地元の事業者と協力して実施している。</p>

業者さんと一緒にやられないものか。

(資料 3 関係)

【鈴木委員】

エネルギー・サービス (E S) 事業で公共事業での実績はあるのか。

【高木座長】

・先ほどの説明の中で、実績アベレージでマイナス 10%とあったがこれは、エネルギーかコストか。

・(各種燃料単価の推移に関し) コストに関し、会社としてはリスク側に振れた時を想定した契約を結ばなければならないが、エネルギーを保証対象とする契約ならリスクは互いにシェア又は発注者側が負うことができるし、確実にギリギリまでの数値を出すことができる。

価格ではなく、何MJ減らしますという契約ができるならばどうか。

・例えば、県内の中小で ESCO をやっていない事業者が ESCO に乗り出そうという時に、価格での契約を求められれば、リスクが大きく厳しい。これに対し、エネルギー削減量を契約する、技術力があり、これだけ減らせますよということであれば、保証・契約しやすいということだと思うが。

(資料 4 関係)

【高木座長】

研究内容の検討について、

・規模をどの程度にするのか(市町村の場合は

(資料 3 関係)

【(株)シーエナジー】

エネルギー・サービス・プロバイダ (E S P) で、エネルギーの調達も行う、いわゆる電気やガスの調達までやるが、実際にやっているのは小諸市が厚生病院とセットで実施している。両方合わせて、電気もガスもシーエナジーで購入し、小諸市に販売している。公共の関係は、基本的にそういうことをやらないということが多い。小諸市の場合、隣に病院があったことが導入の要因になっている。逆に言うと、公共にも入れられると考えており、やり方の一つの選択肢だと考える。

【(株)シーエナジー】

・省エネ率(エネルギー消費量)である。マイナス 10%で E S C O 事業として成り立っている。

・削減率の契約もできる。ただ、基本的に ESCO の原点は削減額であることから、削減額がないのに、削減率があったとしてもマイナスとなり持ち出しということであれば、ESCO 事業が成り立たない。(一定の仮定のもと、省エネ率を価格に換算して表現している)

・お見込みのとおり。

(資料 4 関係)

対象がどうなるか(例:学校、給食センター、病院等)。

- ・規模により対象施設数が異なり、数(2つ3つ又は数十)によって検討の仕方も変わってくる。
- ・また、数により事業者育成の方法も変わってくる。

【鈴木委員】

松本市では、平成25年度に市立病院を含む比較的大きな5施設についてESCO事業の導入を検討したが、結果的に全て駄目だった。市立病院はかなり古いこともあり、要素は色々あっても条件の揃う大規模なものは少なく、逆に建て替えを求められる。そういう意味では、ES事業も注目すべき手法である。大きなエネルギーを使っている施設は減らしたいと思っており、10,000 m²以下でエネルギーをそこそこ使っている施設は相当数ある。平成初期の築20年程度のもが多く、財政局と折衝していても順番で先送りとなり、施設の担当が困っている。

診断の結果ESCOを実施できないと分かった時点でこの取組が終わってしまい、行政は流れてしまう現状がある。駄目だった結果をうまく拾っていけるような展開がないと、特に小規模なものは省エネルギー化は広がっていかない。

【鈴木委員】

初めてESCOの工夫事例、種類があることが分かった。こうならできかなと。継続的に検討する流れが必要。ESCOの診断をした時の担当の話聞くと、施設所管課に環境部局がお願いして診

【アズビル(株)】

当時それで終わってしまったことは申し訳ないが、当時診断させていただいた時は光熱水費だけで修繕費等は見込んでいなかったと思う。先ほど説明したように、現時点で他の自治体で取り組まれている工夫事例により、少しパフォーマンスが改善できるようになるのではないかと。

断をさせてもらっている状況。環境部局がイニシアティブをとって進めているところと施設所管課が進めていくのと、流れが大きく違っているのが確かで、それを埋めていくのが環境部局の役割だと思う。そういったところで ESCO の壁が高かったというのが正直なところ。

【高木座長】

恐らく施設所管課にすれば、これまでも動いており、壊れたら少しは（省エネの）いいものを入れるから勘弁してくれという話で、専門のノウハウがある方から見るとなんて無駄な事をしているのかといった事例は大変多くあると思う。それを埋めていくことと、松本市の中で大きい施設でも中々難しかったという話で、先ほどの施設の更新費を含めることで話は変わってくることもあるだろう。また、先ほどシーエナジーさんに質問をしたように、行政にとってはいくら安くなったかも重要だが、どれだけエネルギー消費量が減ったかも非常に重要だ。さらに、乱高下する燃料単価の中では、設定時期によって効果が違う（経済的効果だけを見ると評価において誤解を生む恐れがある。）一つのやり方としては、何 kW とか、何 ℓ とか、何 GJ といったエネルギーの話ができると、相当入りやすくなるのではないか。そうしないと、少なくとも県内の中小企業が入れないのではないか。

【事務局】

通常、ESCO 契約の中では単価は固定しており、物価の上下によって動かさず、（中小事業者の参入に）あまり関係ない。ただし、実際のキャッシュフローの中では違う。現場とするとこれだけ省エネが進んでいるのに、支払いは増えているということは起こる。現実起こっていて、ただ、やらなかったら支払いがもっと増えているということを我々は説明しており、今のお話は（中小事業者の参入）障害にはならない。

→ ESCO 事業の効果を省エネ削減量から換算した「価格」(経済的効果)だけで評価すると、燃料単価の上下に伴う実際に係るコストとのかい離で発注者側に誤解が生まれやすいことに留意する必要がある

【(株)シーエナジー】

損害は事業者にはないが、(ESCO 事業の効果を「価格」(経済的効果)だけで評価した結果、想定より小さかった場合に)やはり見た目が悪い。行政の中で上層部への説明の際に、当初削減見込みより少ない、実は逆に増えているという説明をせざるを得ない場面が生じてしまう。逆に言うと設備投資をしたにもかかわらず、メリットが出てこない場合があるところが、ESCO の評価の怖いところ。

【(株)シーエナジー】

ES ではしないが、ESCO では保証している。金額保証は、厳しい。

基本的に、省エネの技術に基づいたパーセント保証(エネルギー消費量)。ただ、発注者の頭の中では必ずお金が動いている。これだけ下がるからいくら下がるのでESCO のメリットがあると判断されて実施される要素があり、これが覆ることがある。そこだけご容赦いただければ、ESCO 事業者はやっていけるとは思う。

【小山田委員】

民間企業でエネルギー事業者としての立場から、やはり設備投資に対しての費用対効果が頭にある。エネルギー削減率の保証については、色々なノウハウがあるからできるんですけど、費用、ランニングコストに関する保証は、まず民間企業としては無理である。

【事務局】

先ほどの説明において課題整理の中でも申し上げた省エネ保証について、シーエナジーさんの説明でESではメリット保証しないという話があった。

金額保証という考え方になると事業者においてESCOに参入しにくいという時に、行政側がサービスを受けるときに、省エネ保証について何か新しい考え方や整理の仕方があれば、より容易に事業者が参入されるのかなと、そういう論点だと考えている。

【事務局】

シーエナジーさんやアズビルさんは、エネルギーの削減を保証することは可能だと思うが、あまりやったことのない事業者さんがやってみないと分からないよというところ、エネルギー消費量を保証するといっても大変ではないかなと考えるが、どうか。

【高木座長】

長野県内で、中小規模でESCO 又はES のようなエネルギーマネジメントをやっていく業界・業者を育成していくとすると、北原委員の発言のように、建築して終わり、設備を入れて終わりではなく、そこから先（エネルギーマネジメント）を継続してやるようなことを、ある程度、何年か、色んなところでやってみて、ノウハウを共有していくこと、助走期間を作らないとなかなか手を挙げていただくのは大変なのかなというのが見えてきた気がする。

建設業だと、作り終わったあと施主さんとうりですかと日常的に話しますよね。

私はトップクラスのハウスメーカーと付き合いがあり話をするが、ものすごいフォローを取っている。電気代がいくらかかったとか、部屋の温度が何度だとか、それを自社のノウハウでデータをしっかり取って次の住宅を開発するためにフィードバックをしている。一般的なビルで小さいところが遅れているのは、こういう点をもうちょ

【北川委員】

設備業の立場から、いくつかお願いをされて補助金をもらうために計算書を作成することがある。作るんだけど、とりあえずの値で、工事をやった後の検証はやらない。実際のところどうなのか、分からない。使われるのが電気だとある程度はじけるが、それ以外の熱源だと分からない。温泉施設の方とか多いが、どうでしたかねと尋ねると、よかった人もいれば、悪くなったという方もいる。検証する能力が我々にはないのが現状。そこが問題だと考える。

最初に作る提案書について、当然、計算書を作成して、何%削減すると金額に換算するところから、何年間で回収できるという話になるが、その際に設定する単価はどこかでとるわけで、下がっている場合で作ることもあれば、上がっている場合で作ることもある。スタート時点の単価設定は、結構難しい問題だ。

【春日委員】

そういう話はするが、数値・データとして後で検証したりなど目に見える形ではあまりないため、（効果の説明が）抽象的になってしまうが。

っと強化していかないとなかなか難しい、助走期間に入れないというのが現状かもしれない。

【鈴木委員】

シーエナジーさんとアズビルさんにお尋ねしたいが、いわゆる地元の企業と協力しないとマネジメントできないという話で、地元の企業さんが(省エネの)技術を学んでいくための機会はあるのか。

【高木座長】

布施委員の自己紹介の時に、ESCO だけでなくエネルギーマネジメントを ICT やクラウドを使ってされるお話があった。先ほどから議論となっている、建設会社や設備業者においてエネルギーマネジメントについてなかなか技術者がいないということがある。これに対して、推進協議会としてのお考えについて。

【(株)シーエナジー】

ある程度全国で支店があるようなところでは、自社で行っている。あとは、本当に地元だけの狭いエリアだけやっているのは技術者がいないので、話をしてもわからない。データだけをもらって自分たちで解析をしている。全てデータの話なので、特に入口の計測について、既存がどうなっているかを正確に把握できていないと評価にならない。それができていれば、精度が上がるので、保証値を含めて、エネルギー管理士であれば計算はできている。地元だけの事業者だとそこまで人工はかけないものと認識している。

【アズビル(株)】

我々の場合は、公募内容によっては、地元企業とコンソーシアムを組んで ESCO に参加している場合もある。この場合、1年や半年に1回の成果報告の際に同席いただいているので報告会の説明を通じて、ノウハウ吸収の場を提供できていると考えてる。また、コンソーシアムを組んでない場合でも、管理会社は地場の場合が多く、ESCO 報告会に出席をお願いするため、技術習得の場は提供できていると考えている。ただし、報告会への出席をお願いしても興味を持ってもらえず、欠席される企業もある。

【布施委員】

“ピュア ESCO” と言うが、投資したら10年程で全額回収する事業という考え。そういうのはある程度の規模、1億とか5千万円とか使っていればできると思うが、中小について、㎡数だけではないが、エネルギーの年間使用料が例えば1千万円として、エネルギー削減がマイナス10%とすると100万円/年となり、事業(規模)が見えている。100万円/年で10年間リスク管理やサービス料などかかることから、1千万円以上の設備は入れられない。

それから、(規模が) 大きくても小さくても、書類作成や計測など費用はあまり変わらない。建物に対して、今では安価で容易に設置が可能な計測器を設置し、遠隔でクラウドで管理すること、いわゆるエネルギー・マネジメント・システムが可能となっている。現場に技術者がいてもいなくても対応ができる。EMSを導入している会社は集中してデータが入る。どんなエネルギーの利用をしているかが分かる。エネルギー利用の実態が見えないことには、エネルギー管理はできない。中小規模の建物の管理をしているところでは、管理できる人がいないとは言わないが、育成することなどもなかなか難しいことも多い。そこで、サードパーティに一度仕事として出して見える化する。その後、アドバイスもするし、その中で現場のノウハウも上がり、マニュアルを作成したりすることがいいとかで、このような事業に積極的に取り組んでいる会員もいる。

これまでも ESCO でも、計測・検証などに結構な費用が掛かっていたと思う。既に大きい建物の場合、BEMS 等を入れ、ESCO の中にもこういったものを導入していると思う。今回、中小にやるとなるとコスト的に難しいので、先ほどアズビル株が資料 12 ページで説明のあったように、“ピュア ESCO”ではなく自治体の工夫事例のようにやらないと、ビジネスとして ESCO 事業者は手を挙げないと思う。

【高木座長】

松本委員のところは、EMS やっていますよね。

【松本委員】

EMS やっている。電力、ガスの見える化、空調整備等やっている。ESCO となると金額的にそんなに削減があるのかどうか、その金額に対して担った対価がもらえるのか。気温が 1℃上がると空調も使用量が変わってくる。そうすることをうまく金額に反映していけるかなど、なかなか ESCO でどこを基準にして提案していくか明確になっておらず、難しいところがある。EMS に加え、設備投資、LED や空調とセットなどで提案できるといいのかもしれない。

【高木座長】

少し見えてきたのは、今日の説明を通じて ESCO のトップランナーの事例は承知できた。ただその実績は、それなりにいい結果を出している事例として聞いている。それだけを見るとすごい大きな可能性を感じるが、それを中小規模施設、小学校や中学校のレベルまで適用しようとするとなかなかハードルが高そうだとということが分かってきた。恐らく、温室効果ガス・エネルギーの消費という観点から言うと、ESCO の対象となる大きなものよりも、対象にならない中小のものの方が大きなエネルギーを使っているだろう。そうすると、手つかずのままおいといていいはずがない。ESCO とまではいかないが、なんらかのエネルギーマネジメントが必要なことは間違いない。それを考えた時に長野県としては、長野県に合った形で(施設の省エネ化や施設のエネルギーマネジメントなどについて)将来的に展望できるように事業者の育成などを県として力を入れて取り組んでいきたい、将来の仕事の飯になる種を育てようと言っている。それに対して、難しいですねという訳にはいかない。そのために、ノウハウを勉強するためにトップランナーの方々に色々と教わらなければならないかもしれない。10,000 m²を超えるようなものとそうでないものでは(手法が)違うし、気象による影響もあるかもしれないし、様々な現実の問題があるかもしれないが、まず測って見ないことには分からない。ある中学校でどれくらいのエネルギーを使っているかは分かっているが、実際に子供たちが真冬に何度の室温で過ごしているかは分からない。実はとても快適とは言えない環境で頑張っているかもしれない。そうするとエネルギーマネジメント依然の問題なのかもしれないけれども、まず測ってみるためには何が必要なのかを考える必要があるかなと感じた。大学で研究している身とすればいくらでも協力はする。そこに業者が入るとお金がかかってしまうから、大学を使っただけでもいいと思う。どのように議論を進めていきましょうか。

【事務局】

現時点で、現状を実際に把握している施設は少なく、ESCO をお願いする時もデータを過去に遡って提供したり、ESCO 事業者の皆様にも計測をしていただいたりしながらやっている。現状把握できていない。ほとんど全てそうである。そういった点で、そこはあまり気にしなくてもいいのかなど。先ほど鈴木委員お話にもあったように、例えばそんなに大きくない施設の吸収式の冷温水発生装置といった設備の更新が山ほどあって、それをそれぞれの施設の管理者が事業者にも更新のご相談をした際に、ほぼ同じ性能の設備を付け替える提案・パターンだけです。私どもとすればこれを何とかしていただきたい。ESCO でなくていいが、トータルでエネルギー使用量を検討して、財産管理者を含めて皆で考えて、同じような設備をただ入れ替えるだけでなく、そこをご提案いただけるようにならないかなど。例えば、そうは言っても通常だったら 5 百万円ですむものを色々考えて、3 千万円だったから駄目だろうからなど思うかもしれないが、けれどもそこで ESCO のように考えて、ここで 2 千 5 百万円増えるけれども、実はこうやって回収でき、トータルで考えればそんなに損していないんだよというような事（事業者さんにとっての売上・利益の増、発注者側の省エネ等の実現＋経済的効果）を業者さんから説明していただくと大変ありがたいなど。私どもも一緒に考えるので、そこで ESCO のような手法が、必ず ESCO にならなくてもいいが、考え方として初期投資は掛かるけど、色々なものを含めたランニングコストは下がるから改修できるという考え方でやっていく。そのためには、検証ができないというところについては、現在アズビル(株)から立派な成果報告書をいただいているが、そこまでのかなど。今はお願いしているが、そこまで計測しなくてもというところで、我々と業者さんとの間での妥協点が見つけられるのではないかと。もうちょっと大ざっぱでもいいですよ。計測しないじゃなくて、1 回は計測するとか。

工事してしっぱなしではなく、その後の検証行為はやっていただけるようにするとか。ESCO レベルになると難しいことになるが、その折り合いをつけられないかとして、検証方法の簡素化という項目で検討内容とさせていただいているところ。既存の施設の新しい設備だけでなく、少し手間をかけるが、トータルで提案をいただけないかなと考えている。それにはやはり無料じゃ無理だから、その辺りの費用のことを業界の皆様からこれなら業者側もできるよというようなことをご提案いただけると我々としても制度として考えることができる。

【事務局】

施設の形態や使われ方によって一概に言えない。この施設の場合はメーターの比較だけでいいところもあれば、ガスや電気など色んな使われ方をしているとすれば、本当にこの機械の効果なのか、暖かかったから使わなかった、といった場合もありうる。そこは施設毎に折り合いを付ける必要があると考える。補助金をいただいている場合は細かく検証していただくが、補助金がなく県の一般財源だけによる場合は、県と事業者の間で決められる。補助金を使っているからきちんとした計測ができ、間違いなくこれだけ省エネ効果が出ていると言える。そうじゃないものは、自治体と事業者との申し合わせのような形で検証す

【小山田委員】

今の説明について極論すると、例えばガスであれば、年間の使用量はガスメーターで見られる。電気であれば電気メーターを見れば分かる。そういうレベルの検証でいいのかと。それを見て昨年度に比べて削減しましたよと。そういうレベルであれば、高価な検証器具を使わなくて済むと思われる。また省エネ機器というのも、色んなメーカーが出しており、最近の機器に変えれば恐らく省エネになってきているはずである。そうであれば、ESCO 事業者という訳ではなくて、省エネ提案事業者として可能だ。

る方法など、個別にやる必要があると考える。間違いなくその機械による効果であればメーターの確認でもよいが、使われ方や他の要素がある場合は確認方法を考えないといけと考える。逆に省エネ効果を出しているのに出てない結果が出てしまう場合が起こってしまう。

【事務局】

そこも考え方だと思う。実績だけで比較してしまうと、不便な時と便利な時とで違う。単純に比べると増えてしまう。老朽化が進んでいる施設ほどそうになってしまう。その辺は、個別の施設の改修毎に決めることにするのか、一定のルールが作れるのか。

【事務局】

先ほどの話において、ESCO でやる場合大規模の施設でも小規模の施設でも計測の手間はほとんど同じという大前提が恐らくあるんだと思うが、今の話のように極論すればメーターでいいんじゃないかという話もあり、その間のところについて、どこまでなら中小施設について県内事業者が参加するならこの程度であれば対応できるといったことをご議論いただきたい。それが世の中の皆さまにお話しても納得いただけるようなルールであれば、長野県ルールとしてまとめられる。エネルギーマネジメントを全くしないというのはあり得ない話というところでは、何らかの形が見いだせると考える。また、その提案のために費用が必要であれば、行政側には最低これくらい費用を担保しないと参画できないよといったことだったり、保証の部分もこういう場合なら

【小山田委員】

そこが非常に難しいと考えている。例えば学校の教室の場合、改修後に快適性を求める場合、現状が快適でなかったものと比較が難しい。どうせやるのであれば快適性を求められる。そうなったときにエネルギー消費量が増えてしまうといったようなことが考えられる。そこは課題だと思う

保証しなくていいよといったことだったり、あるいは LED のところは効果が必ずあるからチェックしなくていいよといったことだったり。県内の事業者さんと専門で ESCO をやっている方々の意見をいただきたい。

【高木座長】

大学で建物の設備とエネルギー消費量を調べていると、オーバースペックの設備が入っている例がよくある。特に、病院を見るとギリギリここでいいんだけど、万が一を考えた場合の設備が過剰だったり、一台壊れた時のための予備機だったり。また、現実の運転を見てみると、1 台の機械にとってベストな運転が 6 割 7 割のところ、2 割位の運転で、ものすごいエネルギー効率が悪い方法をとっている事例を結構見る。とりあえず、この機械が壊れたから直してくれるとすると、前と同じでいいねとなる。そこを、これまでの実績を見るともうちょっとこうなりますよねと提案ができる事業者が長野県内の事業者さんには育ってほしい。それが ESCO だと大げさもしれない。そのためにも、簡素化した測定方法をどうするのか、例えば病院の救急救命センターと小学校が同じレベルではなく違ってくるわけで、その辺も含めて考えていきたい。今日を含めて 3 回の研究会ではあるが、今日の意見交換で考えていくポイントは出てきたように思う。必要があれば、専門的な事業者をお招きして検討させていただきたいと考える。

【事務局】

参考資料 3 及び 4 に長野県における ESCO 事業の導入状況に関する資料を用意。ホクト文化ホールやキッセイ文化ホールには既に ESCO 事業を導入し、現在アズビル(株)さんをお願いしている看護大学の ESCO 事業の提案募集要項を付けており、これらも研究会の材料としていただき、活用していただければと考えている。

以上

注) 必要に応じ () 書きで補足している

長野県看護大学 ESCO 事業提案募集要項

平成28年9月
(長野県環境部環境エネルギー課)

長野県看護大学 ESCO 事業提案募集要項

目次

1. 募集の趣旨	1
2. 事業概要	2
2.1 事業の名称	2
2.2 契約方式	2
2.3 事業内容	2
2.4 事業場所	2
2.5 業務の範囲	2
2.6 契約期間等	2
3. 応募条件	4
3.1 応募者	4
3.2 応募者の役割	4
3.3 応募者の資格	4
3.4 応募者の制限	5
3.5 応募に関する留意事項	6
4. ESCO 事業者選定の流れ	7
4.1 応募者	7
4.2 応募資格要件の確認および提案要請	7
4.3 最優秀および優秀提案の選定	7
4.4 詳細協議	7
4.5 事業者の選定	7
4.6 事務局	7
5. ESCO 事業スケジュール	8
5.1 日程	8
5.2 ESCO 提案募集の手続き	8
6. 審査および審査結果の通知	11
6.1 審査	11
6.2 審査結果の通知および公表	11
6.3 失格	11
6.4 提案募集審査の流れ	12
7. 提示条件	13
7.1 提案の前提条件	13
7.2 事業の遂行	13

7.3 事業資金計画等	13
7.4 設計・施工に関する事項	13
7.5 ベースラインおよび削減保証額の設定	15
7.6 ESCO 事業費の支払い等	15
7.7 運転および維持管理に関する事項	17
7.8 計測・検証に関する事項	17
7.9 包括的エネルギー管理計画書の作成	17
7.10 その他	18
8. 事業の実施に関する事項	19
8.1 誠実な業務遂行義務	19
8.2 ESCO 契約期間中の事業者と本県の関わり	19
8.3 本県と事業者との責任分担	19
9. 契約に関する事項	21
9.1 契約の手順	21
9.2 ESCO 契約の概要	21
10. 参加表明時提出書類・作成要領	22
10.1 参加表明時の提出書類	22
10.2 作成要領	22
11. ESCO 提案提出書類・作成要領	24
11.1 ESCO 提案時の提出書類	24
11.2 作成要領	24
12. 配付資料	27
12.1 配付資料の内容	27
12.2 配付要領	27

(別添資料)

- 別添 1 「長野県看護大学 ESCO 事業 提出書類様式」
- 別添 2 「長野県看護大学 ESCO 事業 予想されるリスクと責任分担」
- 別添 3 「長野県看護大学 ESCO 事業 提案審査要領」

1. 募集の趣旨

長野県（以下「本県」という。）では、「温室効果ガス削減のための『第5次長野県職員率先実行計画』」において、地球温暖化の防止に向けて、本県の事務事業に伴い排出する温室効果ガスを、平成32年度までに平成21年度比で17%以上削減する目標を定めています。

本県では、この目標の実現に向けた具体策の一つとしてESCO（Energy Service Company）事業などによる施設の省エネルギー化推進に向けた取り組みを進め、その成果を市民や事業者の皆様に積極的に情報提供して、普及を図っていきたいと考えています。

そこで本県では、長野県看護大学にESCO事業を導入し、民間のノウハウ、資金、経営能力、および技術的能力を活用することによって、省エネルギー化の推進による環境負荷の低減、ならびに光熱水費の効果的な削減を図ることといたします。

本募集の目的は、民間事業者から、優れたノウハウを活かした設計・施工、事業資金計画、運転管理指針および維持管理等に関する一括提案（以下「ESCO提案」という。）を受けるために公募を行い、本県にとって最も優れていると考えられるESCO提案を選定することにあります。

なお、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本県との間で契約の締結に向けて詳細協議を行い、本事業が予算化された場合、ギャランティード・セイビングス契約（自己資金活用型）の締結に向けて協議し、合意に至った場合に契約事業者（以下「事業者」という。）として本県と契約（以下「ESCO契約」という。）を締結し、本事業を実施するものとします。

ただし、本事業は解除条件付きの募集であり、本県において予算化されなかった場合には、本件は提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなります。

また、本提案募集要項の内容は、最終契約の一部となるものとします。

2. 事業概要

2.1 事業の名称

長野県看護大学 ESCO 事業

2.2 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金活用型）

2.3 事業内容

(1) 提供するサービス

事業者は、自らが行った提案を基に設計・施工した省エネルギー改修設備等（以下「ESCO 設備」という。）を導入するものとします。また、事業者は、本県と結ぶ ESCO 契約に基づき、契約期間内において、設備の運転管理、維持管理、エネルギー等の削減量の保証、および、省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含むサービス（以下「ESCO サービス」という。）を提供するものとします。

(2) 運転管理

事業者は、契約期間内に自らの責任で ESCO 設備の運転管理および維持管理を行うものとします。また、ESCO 設備および本県の既存設備等に関する運転管理指針を示し、事業者および本県は、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の運転管理を行うものとします。

(3) 計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果および本県の利益を保証するものとします。

(4) ESCO 設備の所有権

事業者が設置する ESCO 設備等の所有権は、工事期間中のみ事業者のものとします。

2.4 事業場所

長野県看護大学
長野県駒ヶ根市赤穂 1694

2.5 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。

- (1) 省エネルギー改修に関する設計、施工、施工監理およびその関連業務
- (2) 工事に関連する全ての手続き業務およびその関連業務
- (3) サービス開始前の本県への ESCO 設備の引渡し業務
- (4) ESCO 契約期間内における ESCO 設備と既存設備の運転管理指針および、維持管理方法の作成業務
- (5) ESCO 契約期間内における ESCO 設備および既存設備の運転管理指針に基づく助言業務
- (6) ESCO 契約期間内における省エネルギー量の計測・検証業務
- (7) ESCO 契約期間内におけるエネルギー削減の保証業務

2.6 契約期間等

下記のスケジュールで事業を行う予定です。

- (1) 契約期間
ESCO 設備設置期間：事業者の提案による
ESCO サービス提供期間：3 年を基本とする

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| (2) 優先交渉権者の決定 | 平成 28 年 11 月 |
| (3) 予算の議会承認 | 平成 29 年 2 月 |
| (4) 補助金申請 | 平成 29 年 3 月 |
| (5) 契約の締結 | 平成 29 年 7 月 |
| (6) 設計・工事・試運転調整期間 | 契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日を基本とする |
| (7) ESCO サービス開始期日 | 平成 30 年 4 月 1 日を基本とする |

3. 応募条件

3.1 応募者

- (1) 応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）とします。
- (2) グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社（事業役割が複数の場合は、その代表者）選定して下さい。
- (3) 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にして下さい。
- (4) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案にかかる諸手続及び契約等にかかる諸手続を行うこととします。
- (5) ESCO 事業提案提出後において、事業運営を目的とした特定目的会社等を設立することも可能とします。ただし、設立条件などに関しては、本県と協議したうえで合意を得る必要があります。

なお、「応募時のグループの構成員」と「特定目的会社設立後の特定目的会社とそれ以外の企業からなるグループの構成員」は同一性があることとし、さらに特定目的会社への移行手続の際は、グループ全社の同意、及び本県の承諾のもとに設立し、事業を引き継がねばならないものとします。また、特定目的会社は、応募当初の事業役割を担う事業者と同一性があることとします。

3.2 応募者の役割

- (1) 応募者は、次の役割の全てを担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとします。
 - ア 事業役割：本県との契約等諸手続を行い事業遂行の責を負うものとします。
 - イ 設計役割：設計に関する業務、監理に関する業務を全て実施するものとします。
 - ウ 建設役割：建設に関する業務を全て実施するものとします。
 - エ その他役割：メンテナンスや計測検証等の多様なサービスを実施するものとします。
- (2) 事業役割、設計役割、建設役割を担う企業が異なる場合には、本県との契約時に適正な委託契約又は請負契約を締結し、その契約内容について事前に本県の了承を得なければなりません。
- (3) 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を本県に提出して下さい。

なお、その合意書には事業役割の構成企業全体が本県に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとします。また、事業役割の構成企業の中から、本県との対応窓口となる代表者を選出して下さい。
- (4) 建設役割の構成企業のうち最低1社は、長野県内企業（※）で、かつ本県建設工事入札参加資格に登録されている企業が入るものとします。

※ 長野県内企業とは、長野県内に主たる営業所がある企業で法人の場合、事実上の本店所在地又は登記簿上の本店所在地が長野県内にある企業をいいます。
- (5) 下請業者又は協力事業者の選定に当たっては、長野県内業者を優先し、かつ社会保険等※に加入している業者を選定するものとします。

※ 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険を言います。

3.3 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとして

これらの要件を満たす必要があります。

- (1) 応募者は「10.1 参加表明時の提出書類」に示される提出書類により、本 ESCO 提案募集の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 応募者は、各種対策により、対象物件のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には、保証措置を講じることができる者であること。
- (3) 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。
- (4) 事業役割を担う応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うための拠点を長野県内又は近傍に有すること。
- (5) 設計役割を担う応募者には、設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、環境、衛生工学）若しくはエネルギー管理士（熱又は電気）のいずれかの資格を持つ者が所属し、有資格者が本事業の設計担当であること。
ただし、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条第 2 項に規定する建築物の大規模な修繕もしくは模様替えに該当する場合、それに準ずることとする。
- (6) 建設役割を担う応募者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく電気又は管工事にかかわる監理技術者資格を持つ者が所属していること。
- (7) 建設役割を担う応募者は、建設業法第 3 条第 1 項の規定により提案内容に該当するいずれかの項目の一般建設業又は特定建設業の許可（ただし、最低 1 社は特定建設業の許可を受けていること。）を受けた者であること。
- (8) 設計役割を担う構成員は、設計年度において、長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を取得する見込みであること。
- (9) 建設役割を担う構成員は、建設年度において、長野県の建設工事入札参加資格を取得する見込みであること。
- (10) 既存設備の設計・施工及び省エネルギー可能性調査を実施した事業者であっても、本事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げない。

3.4 応募者の制限

次に掲げるものは、応募者の構成員となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 参加表明書及び資格確認書類の提出日から ESCO 事業提案書提出日までの期間に、本県入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者。
- (3) 本募集要項の配付の日から ESCO 事業提案書提出日までの期間に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規程に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 63 号）第 510 条の規定による特別清算開始の申立てをされている者。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）にかかわる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2

項の規定による更正手続き開始の申立てを含む。以下「更正手続き開始の申立て」という。)をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続き開始の決定(旧更正事件にかかわる旧法に基づく更正手続き開始の決定を含む。)を受けた者が、その者にかかわる同法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定(旧更正事件にかかわる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更正手続き開始の申立てをしなかった者又は更正手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (8) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- (9) 最近 1 年間の法人税、消費税、法人事業税、法人県民税、法人都民税、法人市民税、社会保険等を滞納している者。

3.5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

応募書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、原則として応募書類資は返却しません。

また、本県は本提案募集以外の目的で応募書類・資料を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

なお、応募者の提出した書類・資料の著作権に関しては契約締結時点で本県に帰属するものとします。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案件、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

(4) 本県からの提示資料の取扱い

本県が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用してはなりません。

また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

(5) 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者の構成員は、1 つの提案しか行うことができません。

(6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本県と協議を行い、本県がこれを認めたときはこの限りではありません。

(8) 提出書類の変更禁止

原則として、いったん提出した書類の変更はできません。

なお、提出された書類について参考資料を求めることがあります。

(9) 提出書類の遅延禁止

提出書類の提出期限を順守すること。原則として遅延した書類は受理しません。

(10) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は ESCO 事業提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は ESCO 事業提案書を無効とします。

4. ESCO 事業者選定の流れ

4.1 応募者

応募者は、「3.応募条件」で定める資格要件を満足する者としてします。

4.2 応募資格要件の確認および提案要請

参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し提案書の提出を文書で要請します。

4.3 最優秀および優秀提案の選定

長野県看護大学ESCO事業提案審査要領に基づき設置する長野県看護大学ESCO事業提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）により、選考過程を経て提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、および、2件程度の優秀提案を選定します。
なお、審査委員は、審査結果の公表時に併せて公表します。

4.4 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、本県と詳細診断に係る協定書を締結し、詳細診断、包括的エネルギー管理計画書（最終提案）の作成およびESCO契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を進めるものとします。

なお、この際の協議は優先交渉権者が行った提案の範囲内で行われるものとします。
また、優秀提案をした者を次選交渉権者としてします。

4.5 事業者の選定

本県は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合にESCO契約を締結します。
なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次選交渉権者との協議を行うことがあります。

4.6 事務局

本ESCO提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

担当窓口：長野県環境部環境エネルギー課環境管理係

住所：〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

電話：026-235-7209（ダイヤルイン）

FAX：026-235-7491

ホームページ：<http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kankyoene/index.html>

5. ESCO 事業スケジュール

5.1 日程

ESCO 事業は、次の日程(予定)で行います。

①	プレスリリース	平成28年9月12日(月)
②	ホームページで公開	平成28年9月12日(月)
③	募集要項の配付	平成28年9月12日(月)～9月20日(火)
④	募集要項に関する質問受付	平成28年9月12日(月)～9月15日(木)
⑤	説明会および質問の回答	平成28年9月16日(金)
⑥	参加表明書および資格確認書類の受付	平成28年9月12日(月)～9月20日(火)
⑦	応募者資格確認結果、提案要請書の通知	平成28年9月23日(金)
⑧	現場ウォークスルー調査	平成28年9月26日(月) (1回目) 平成28年10月4日(火) (2回目)
⑨	質問の受付	平成28年9月26日(月)～9月30日(金) (1回目) 平成28年10月4日(火)～10月7日(金) (2回目)
⑩	質問の回答	平成28年10月7日(金) (1回目) 平成28年10月14日(金) (2回目)
⑪	提案書の受付	平成28年9月29日(木)～10月24日(月)
⑫	プレゼンテーション、選考	平成28年10月26日(水)
⑬	最優秀および優秀提案の選出、結果通知	平成28年10月28日(金)
⑭	詳細診断	平成28年11月1日(月)～ 平成29年1月13日(金)
⑮	補助金申請(補助金活用の検討)	平成29年3月中旬
⑯	ESCO 契約の締結	平成29年7月下旬(補助金交付決定後)
⑰	設計・工事期間	契約締結日～平成29年12月8日(金)
⑱	ESCO サービス開始	平成30年4月1日(日)を基本とする
⑲	ESCO 設備の維持管理、省エネ保証	平成30年4月1日(日)～ 平成33年3月31日(水)を基本とする

5.2 ESCO 提案募集の手続き

(1) 募集要項の配付

募集要項は、本県のホームページに掲載する他、前記の事務局においても配付します。

(2) 募集要項に対する質問

本要項に関する質問は、次により行ってください。

ア 質問の方法

質問は、1問につき質問書(様式第1号)1枚を使用し、前記の事務局に持参、郵送、電子メール又はFAXで提出してください。なお、複数の質問がある場合には、様式をコピーして使用してください。

電話、口答では受け付けません。

また、必ず、事務局へ到着を確認して下さい。

イ 受付期間

平成28年9月12日(月)～平成28年9月15日(木)(必着)

持参の場合の受付時間は、午前9時00分から12時00分および午後1時00分から5時00分まで

ウ 回答

回答は、説明会において文書で配付するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとしてします。

(3) 説明会の開催

参加表明書受付の前に、本募集要項に関する説明会を開催します。

説明会への参加希望者は、平成28年9月15日(木) 午後5時までに企業名・参加人数を郵送またはFAXで事務局に連絡してください(必着)。書式は自由とします。

なお、参加者数によっては、1企業からの参加者数の調整を行うことがあります。また、説明会では、本募集要項等の再交付は行いません。

ア 日時

平成28年9月16日(金) 午後14時

イ 場所

長野県庁 議会棟501会議室

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

(4) 参加表明書および資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書および資格確認書類を持参または郵送で提出してください。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

ア 受付期間

平成28年9月12日(月) ~ 平成28年9月20日(火)

持参の場合の受付時間は、午前9時00分から12時00分および午後1時00分から5時00分まで

イ 受付場所

(事務局) 長野県環境部環境エネルギー課環境管理係

(住所) 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

(電話) 026-235-7209 (ダイヤルイン)

ウ 提出書類

「10.参加表明時提出書類・作成要領」によります。

(5) 資格確認結果および提案要請書の通知

資格確認の結果は、平成28年9月23日(金)に本県から応募者(代表者)に郵送および電話により通知します。

また、資格が確認された場合は併せて提案要請書を送付します。

なお、資格確認の基準日は、平成28年9月21日(水)とします。

(6) 現場ウォークスルー調査

本県が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を実施します。

ア 日時

(ア) 1回目 平成28年9月26日(月) 13時30分から

(イ) 2回目 平成28年10月4日(火) 13時30分から

イ 場所

(施設名) 長野県看護大学

(住所) 長野県駒ヶ根市赤穂1694

ウ 内容

現地視察および資料説明

エ 質問の方法

質問は、1問につき質問書(様式第1号)1枚を使用し、前記の事務局に

持参、郵送、電子メールまたはFAXで提出してください。なお、複数の質問がある場合には様式をコピーして使用してください。

電話、口頭では受け付けません。

また、必ず、事務局へ到着を確認して下さい。

オ 質問の受付期間

(ア) 1回目 平成28年9月26日(月)～平成28年9月30日(金) (必着)

(イ) 2回目 平成28年10月4日(火)～平成28年10月7日(金) (必着)

持参の場合の受付時間は、午前9時00分から12時00分および
午後1時00分から5時00分まで

カ 質問の回答

ウォークスルー調査実施により出された質問に対する回答は、平成28年10月7日(金) (1回目) および10月14日(金) (2回目) に、本県のホームページで公表します。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

キ その他

運転管理上の図書類(台帳、月報、その他)の閲覧は可能ですが、貸し出し、および複写の依頼等は一切受け付けません。

その他詳細については、提案要請書と併せて通知します。

(7) ESCO 提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、前記の現場ウォークスルー調査に参加後、調査結果および本県が提供する「12.配付資料」に示す資料を基に「11.ESCO 提案提出書類・作成要領」に従い、ESCO 提案提出書類を作成し、持参または郵送で提出してください。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

ア 受付期間

平成28年9月29日(木)～平成28年10月24日(月)

持参の場合の受付時間は、午前9時00分から12時00分および午後1時00分から5時00分まで

イ 受付場所

(事務局) 長野県環境部環境エネルギー課環境管理係

(住所) 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

(電話) 026-235-7209

ウ 提出書類

「11.ESCO 提案提出書類・作成要領」によるものとします。

(8) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日までに提案辞退届(様式第7号)を1部、事務局に持参または郵送で提出してください。

6. 審査および審査結果の通知

6.1 審査

ESCO 提案の審査は、以下の要領で行います。なお、詳細は別途提示する「長野県看護大学 ESCO 事業提案審査要領」によります。

審査委員会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」および「運転管理指針」などから、総合的に ESCO 提案書の審査を行います。

- (1) 提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、および、2件程度の優秀提案を選定します。
- (2) 最優秀提案者を ESCO 事業契約に向けての優先交渉権者とします。また、優秀提案者を次選交渉権者とします。

6.2 審査結果の通知および公表

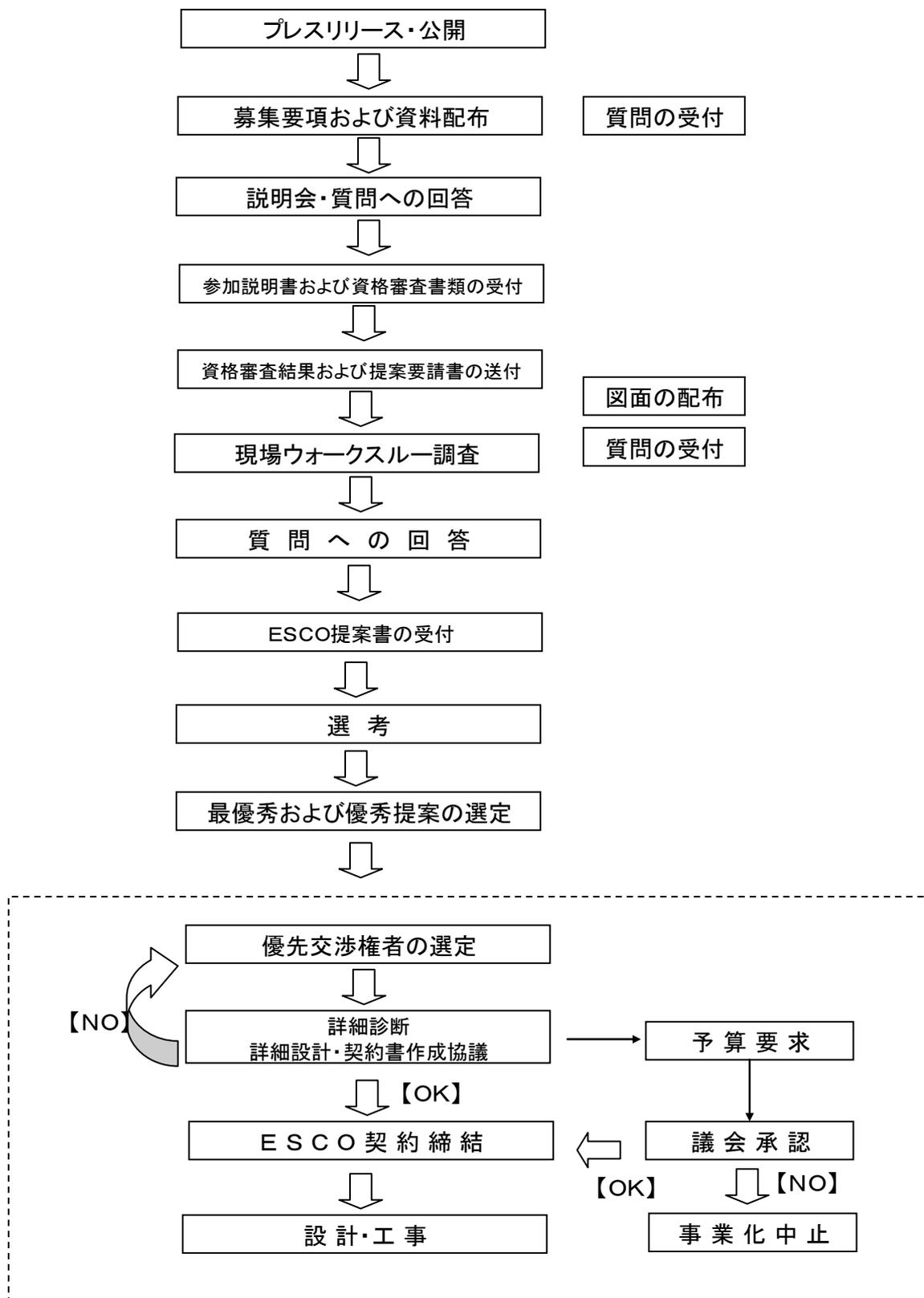
- (1) 審査結果は、文書で通知するものとします。電話等による問い合わせには応じません。
- (2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
- (3) 審査結果を講評としてまとめ、本県のホームページで公表します。

6.3 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本要項に違反すると認められる場合

6.4 提案募集審査の流れ



7. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO 提案提出書類を作成するものとします。

7.1 提案の前提条件

- (1) 最低省エネルギー率等
ア 対象施設全体の省エネルギー率が10%以上であること。
イ 対象施設全体の二酸化炭素削減率が10%以上であること。
- (2) ギャランティード・セイビング契約（※）を実施できるもの。
※ここでいうギャランティード・セイビングス契約とは、本県の資金により省エネルギー改修工事を行い、事業者は、ESCO 事業サービス期間の ESCO 設備の運転管理及び維持管理の助言、光熱水費削減保証等のサービスを行い、本県はそのサービスに対する報酬として事業者から ESCO 事業サービス料を支払う契約をいいます。
- (3) 熱源設備にかかる提案を含むこと。
- (4) ESCO事業費（本県の総支出額）が、平成30年度から15年間（省エネルギー改修工事に建築要素を含む場合は、当該部分の耐用年数の範囲内で、事業者が提案する期間）の光熱水費等削減額の合計額を下回ること。

7.2 事業の遂行

- (1) 平成30年3月末日までに試運転調整を含む省エネルギー改修工事等を完成させ、平成30年4月1日からESCO サービスを提供すること。ただし、省エネルギー改修工事に建築要素を含む場合、実施および実施する場合は本県と協議のうえ定めま
- す。
- (2) 「2.事業概要 2.5 業務の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

7.3 事業資金計画等

- (1) 省エネルギー改修工事年度に必要な ESCO 設備設置費用（消費税を除く）に、計測・検証期間中の ESCO サービス料は含みません。省エネルギー改修工事年度が複数年になる場合、本県は、地方自治法第214条に基づき、債務負担行為を設定し、支払うものとします。
 - (2) 次年度以降（ESCO サービス提供期間）、本県は、地方自治法第214条に基づき、債務負担行為を設定し、本事業に必要な費用は、ESCO サービス料として ESCO 契約期間にわたり毎年支払うものとします。
なお、本事業において保証金額以上のメリットが実運用で得られた場合の取り扱い（ボーナス条項）については、地方自治法第214条で「債務を負担する行為には予算で債務負担行為と定めておかなければならない」とあることから、予算の上限金額を超えるボーナス条項を適用することは出来ません。
 - (3) ESCO サービスの提供開始が年度の途中からとなる場合の支払いについては、本県と協議のうえ定めま
- す。
- (4) 優先交渉権者は、経済産業省等の省エネルギー改修に係る補助金の申請に関連する諸手続（会計検査対応含む）を、本県と協議のうえ行うものとします。
なお、補助金が獲得出来ない場合は本県と協議します。

7.4 設計・施工に関する事項

次に示す施設概要データの他、「12.配付資料」に示される資料を参考に、省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱水費削減額、計測・検証手法を示すESCO 技術提案書を作成してください。

事業実施にあたっては、既に設置の施設・設備を有効活用することを原則とします。

〈施設概要データ〉

- 施設名 : 長野県看護大学
- 所在地 : 長野県駒ヶ根市赤穂1694
- 敷地面積 : 75,733.00m²
- 延床面積 : 19,151.22m²
- 建築構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、(地上4階)
- 竣工年度 : 平成7年度
- その他、施設概要データ
(過去3年間のエネルギー消費実績データ等) 配付資料参照

7.5 ベースラインおよび削減保証額の設定

(1) ベースラインの設定

- ア 応募者は、本県から提供される過去3年間のエネルギー消費量（電気、ガス、石油類）、上水道使用量および、熱源機器等の保守・修繕費の単純平均値を応募時のベースライン設定の単価としてください。

（ベースライン設定に用いる単価）

電気	21.4円/kwh
プロパンガス	335.4円/m ³
灯油	87.4円/L
上水道	490.2円/m ³
保守・点検	—
吸収式冷温水発生機保守	1,566,000円/年（4台）
プール用機械設備点検 （ボイラ・ろ過機等）	533,530円/年

- イ 優先交渉権者は、詳細診断をもとにした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとし、その際は、外気温、稼働率、施設の使用方法、エネルギー単価の変化等（以下「ベースライン変動要因」という。）によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、本県と合意する必要があります。

(2) 光熱水費削減額、削減予定額ならびに削減保証額の設定

- ア 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示したうえで、省エネルギー改修後の光熱水費削減額を算出するものとし、これを「削減予定額」とします。

なお、計算に用いるエネルギー単価は別途提示する数値とします。

- イ 最低限保証する「削減保証額」は「削減予定額」の70%以上としてください。また、「削減保証額」は、必ずESCO サービス料を上回るように設定しなければなりません。

なお、検証方法はESCO 提案に基づくものとし、保証値が得られない場合、事業者は速やかに新たなESCO 設備等を事業者の負担により追加導入し、省エネルギー効果の向上に努めなければなりません。

- ウ 「削減予定額」からESCO サービス料を減じたものを「本県の利益」とし、「削減保証額」からESCO サービス料を減じたものを「本県の保証利益」とします。

7.6 ESCO 事業費の支払い等

(1) ESCO 事業費の内訳

ESCO 事業費は、ESCO 設備設置費用とESCO サービス料で構成され、ESCO 設備設置費用は、次のア に示す費用の合計とし、ESCO サービス料はESCO サービス期間中の 次のイ に示す費用の合計とします。

なお、提案から契約までの期間中に、物価等について著しい変動が発生した場合には、本県と協議のうえ、額を見直すことができるものとし、

ア ESCO 設備設置費用

- (ア) 詳細診断、設計を含む包括的エネルギー管理計画書作成及びその関連業務にかかる費用

- (イ) 省エネルギー改修工事及びその関連業務にかかる費用(仮設事務所を設置した場合の光熱水費も含みます。ただし工事施工に必要な施設内で直接使用する光熱水費は無償とします。)
- (ウ) ESCO 事業契約にかかる経費(なお、印紙代は事業者負担とします。)
- (エ) その他、ESCO 事業に伴う経費(必要な調査費用等)

イ ESCO サービス料

- (ア) 既存設備及び新たに導入した ESCO 設備に関する、運転管理及び維持管理の助言にかかる費用
- (イ) 計測・検証にかかる費用
- (ウ) その他、ESCO 事業に伴う経費
- (エ) ESCO 事業の利益(事業者の提案によります。)

(2) 事業費の支払い期間

ESCO 設備設置費用は、改修工事の工事施工完了確認後に支払います。ESCO サービス料は、ESCO サービス提供期間支払います。

なお、ESCO サービス契約期間は、期間満了時に本県がその延長を希望する場合は、協議に応じるものとします。

(3) 支払方法(ESCO サービス料)

ア ESCO サービス料は、各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、本県と優先交渉権者との協議によることを基本とします。なお、ESCO サービスの提供開始が年度の途中からとなる場合の支払いについては、本県と協議のうえ定めます。

イ 事業者は、以下に示す条件に基づき適正に ESCO サービス料を算定して、指定された期日までに本県に請求書を送付するものとします。

ウ 本県は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、所定期日までに ESCO サービス料を支払います。

エ 「実現した光熱水費削減額」が「削減保証額」を下回る場合の当該年度分の ESCO サービス料は、「削減保証額－実現した光熱水費削減額」を ESCO サービス料から減じた額とします。

オ 「実現した光熱水費削減額－県の保証利益」が 0 又は負の値となる場合は、当該年度の ESCO サービス料は 0 円となることとします。

また、上記の場合、事業者は「当該年度に要した光熱水費＋県の保証利益」からベースラインを減じた額を県に追加で支払うものとします。

カ 事業者の申し出を受け、ベースラインの見直しに係る要件に該当することを本県が妥当と判断した場合は、上記の限りではありません。

キ 支払いは、本県の通常の方法によるものとし、この募集要項に定めのないものは、長野県財務規則によるものとします。

ク ESCO サービス料および支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、ESCO 契約書で定めるものとします。

(4) 光熱水費削減保証とベースラインの調整方法

ア 当該年度の光熱水費のベースラインが、包括的エネルギー管理計画書に定めるベースライン変動要因(※)にあてはまる場合は、事業者の申し出を受け、当該申し出を本県が妥当と判断した場合に、ベースラインの調整を行い、改めて本県と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができます。

※削減額の算定に当たって、外気温や稼働率、施設の使用方法、エネルギー価格等の著しい変動や、運転管理方法の著しい変更があった場合。(以下それらの

要因を「ベースライン変動要因」という。)

イ ベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこととします。なお、ベースラインの調整は、別途計算方法等を示し、本県との協議により承諾を受けなければなりません。

(5) ESCO サービス料に係る債権の取り扱い

ESCO サービス料に係る債権は、譲渡または担保にすることができません。ただし、あらかじめ本県の承認を受けたときはこの限りではありません。

7.7 運転および維持管理に関する事項

(1) 運転及び維持管理に関する事項

ア 運転管理指針の提示について

事業者は、ESCO 設備及び本県の既存設備の最適な「運転管理指針（案）」を包括的エネルギー管理計画書内に添付する形で提案し、本県との協議で承諾された「運転管理指針」を作成するものとします。

本県は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、運転管理を行うものとします。

なお、事業者は、既存設備に関する運転状況を本県の了解の下に必要に応じて調査し、本県の運転管理が「運転管理指針」と著しく懸け離れている場合には、本県に対して適切な運転管理の提言を行うことができます。

イ ESCO 設備の維持管理について

(ア) 事業者は、本県に ESCO 設備の「維持管理計画書」を包括的エネルギー管理計画書と共に提出し、本県との協議で合意された維持管理計画に基づき、ESCO 設備の効率保持をするための維持管理に必要な助言を行うものとします。

(イ) 事業者は、工事期間中から ESCO 事業サービス開始までの間については、施設運営に支障なきように維持管理するものとし、この際の維持管理にかかわる経費（光熱水費は除く）は、事業者の負担とします。

(3) 保険について

事業者は、ESCO 設備について、工事期間中は自己の負担で保険に加入することとします。

7.8 計測・検証に関する事項

(1) 事業者は、提案により示した光熱水費削減額および削減保証基準額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を本県に提示し、ESCO 契約期間中において、ESCO 設備の計測・検証を行うものとします。

なお、施設全体と機器ごと（または提案手法ごと）で省エネルギー率、光熱水費削減額が分かるような計測・検証方法として下さい。

(2) 事業者は、計測・検証結果を定期的に県に報告をし、本県はそれを確認します。（報告回数については別途協議します。）

(3) 本県は、事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、第三者に依頼して計測・検証を行うことができるものとします。この結果が著しく懸け離れている時は、本県は事業者に対し、その費用を要求することができるものとします。この際、事業者は本県が合意できる新たな計測・検証手法を提示しなければなりません。

7.9 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細診断終了後、前記の 7.1 から 7.8 に示す内容を併せた包括的

エネルギー管理計画書（最終提案書）を作成するものとします。ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離する場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがあります。

この場合の包括的エネルギー管理計画書の作成にかかわる経費は、優先交渉権者の負担とします。

なお、包括的エネルギー管理計画書には、次の表に示す項目を含めるものとします。

包括的エネルギー管理計画書書類

	名称	内容
ア	計画総括内容	(1)改修項目一覧
		(2)ESCO 事業契約内容
イ	技術計画	(1)省エネルギー改修項目等の説明（省エネルギー計算含む）
		(2)環境への配慮事項
		(3)ESCO 設備と既存設備の関係
		(4)工事中の対応
		(5)契約終了後の対応
ウ	事業資金計画	本県の事業収支計画
エ	維持管理等	(1)維持管理計画
		(2)計測・検証計画
		(3)運転管理指針
		(4)維持管理費見積もり
		(5)緊急時対応
オ		提案項目ごとの計測検証方法
カ		改修機器配置予定図
キ		ベースライン等の設定および調整方法
ク		ESCO 事業サービス料の調整方法

7.10 その他

この要項に定めることその他、ESCO 提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。

また、本県が承認した包括的エネルギー管理計画書等に疑義が生じた場合には、本県とESCO 事業者の両方で誠意を持って協議するものとします。

8. 事業の実施に関する事項

8.1 誠実な業務遂行義務

- (1) 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配付資料および ESCO 契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければなりません。
- (2) 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本県と ESCO 事業者の両方で誠意をもって協議することとします。

8.2 ESCO 契約期間中の事業者と本県の関わり

ESCO 事業は、事業者の責により遂行され、本県は ESCO 契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行います。

8.3 本県と事業者との責任分担

(1) 基本的考え方

事業者は、自身が持つ省エネルギーに関する知識とノウハウを最大限に発揮し、光熱水費の削減や省エネルギーを図るための ESCO 事業提案書を作成します。

提案書は、事業者選定の最大の根拠であるため、信頼性のあるものでなければなりません。

ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければなりません。

ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができます。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本県と事業者の責任分担は、原則として別添の「長野県看護大学 ESCO 事業 予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで ESCO 提案を行うものとします。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとします。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、ESCO 契約の締結前に、契約が締結されない場合、以下の措置を講ずるものとします。

ア ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、本県からそれまでに要した費用を請求できるものとします。

イ 議会承認が得られないなど、本県の指示により事業が中止された場合、事業者は提案書で提示した詳細診断、包括的エネルギー管理計画書作成費に係る金額を上限に、その費用を請求できるものとします。

契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、ESCO 契約書において定めるものとします。

(4) 税制リスクに対する考え方

税制リスクの負担関係については、下記のとおりとします。

ア 消費税

消費税は、事業者が販売する物品・サービスの価格に含めて次々と転嫁され、最終的に物品・サービスを購入し、サービスの提供を受けるものが負担する税であるため、消費税に関するリスクはサービス料の支払い者である本県が負担する

ものとしす。

イ 消費税以外の税

法人税等は、法人の企業活動によって得られる所得に対する課税であり、地域社会の費用を多数のもので負担するための本来的に事業者負担の税であるため、法人税等に関するリスクは事業者が負担するものとしす。

ウ 税の新設

税の新設がなされた場合、当該新税がサービスを享受するものが支払うべき税である場合には、サービス料の支払い者である本県が負担し、地域社会の中で収益を目的に事業を行うものが支払うべき税である場合には、事業者が負担するものとしす。これに該当しない場合は、本県及び事業者が協議のうえ負担するものとしす。

9. 契約に関する事項

9.1 契約の手順

本県と優先交渉権者は、長野県議会において本事業の予算が可決された場合、ESCO契約締結のための手続きを行います。

9.2 ESCO 契約の概要

(1) 締結時期

平成29年7月下旬（予定）

(2) 契約の概要

募集要項、包括的エネルギー管理計画書に基づき、随意契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事および運転・維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法などを定めるものとします。

また、本県と事業者の役割と責任および遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法および時期等について明記するものとします。

10. 参加表明時提出書類・作成要領

10.1 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを2部提出してください。

- (1) 参加表明書（様式第2号）
- (2) グループ構成表（様式第3号）
- (3) 履行保証書（様式第4号）
- (4) 印鑑証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- (5) 商業登記簿謄本（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- (6) 納税証明書（最新決算年度のもの）
- (7) 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）
- (8) 会社概要（A4判1部、様式第5号の1～第5号の3）
- (9) 特定建設業の許可証明書（写し可）
- (10) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）
- (11) 各資格者免許証の写し
- (12) 監理技術者免許証の写し

※ (1)～(8),および(10)については構成員全て、(9)は建設役割が提出してください。

10.2 作成要領

- (1) 参加表明書（様式第2号）
グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出してください。
- (2) グループ構成表（様式第3号）
応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にしてください。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書または覚書等の内容を添付してください。
また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出してください。
- (3) 履行保証書（様式第4号）
事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができます。
- (4) 印鑑証明書
所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヵ月以内に発行されたもの。
- (5) 商業登記簿謄本
現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヵ月以内に発行されたものを綴じたもの。
- (6) 納税証明書
最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出してください。
- (7) 財務諸表
最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とします。
また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付してください。
- (8) 会社概要
A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な

営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

- ア 設立年、代表者役職および氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（書式自由）
- イ 企業状況表（様式第5号の1）
- ウ 有資格技術職員内訳表（様式第5号の2）
- エ 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の3）

その他、本ESCO事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付してください。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めます。

(9) 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、またはこれに類する許可証明書を提出してください。なお、写しでも可とします。

ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示してください。

(10) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出してください。なお、事業実績には、有償の省エネルギー診断を含めることができます。

- ・ 事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること
- ・ 発注者：発注者名を記入すること
- ・ 受注形態：単独またはグループの別を記入すること
- ・ 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること（単位千円）
- ・ 契約年月日：契約締結日を記入すること
- ・ 契約期間：契約始期および終期を記入すること
- ・ 施設概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること
- ・ 主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類（ギャランティード・セイビングスまたはシェアード・セイビングス）、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること

(11) 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出してください。

(12) 監理技術者免許証の写し

建設役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出してください。

11. ESCO 提案提出書類・作成要領

11.1 ESCO 提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを15部提出してください。

- (1) 提案書提出届（様式第8号）
- (2) 提案総括表（様式第11号の1、第11号の2）
- (3) 技術提案書（様式第12号の1～第12号の5）
- (4) 事業資金計画書（様式第13号の1～第13号の5）
- (5) 維持管理等提案書（様式第14号の1～第14号の4）
- (6) 主要機器等の設置計画図（様式第15号）

11.2 作成要領

(1) 一般的事項

ア 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとしてください。なお、原則としてフォントはMS 明朝体 10.5 ポイントで統一してください。

イ 各提案書類には、各ページの下中央に(1)、(2)に記載の符号と通し番号をふるとともに、右下に本県が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載してください。

ウ 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはなりません。

エ 提案書提出届（様式第8号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類にESCO 提案書表紙（様式第9号）をそれぞれ付し、A4 縦長ファイルに綴じたもので提出してください。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込んでください。

オ 様式第13号の1～3については、予定する補助金が得られた場合と、得られなかった場合のそれぞれについて作成してください。

カ エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、下表の換算値で行ってください。

エネルギー種別	1次エネルギー換算	CO ₂ 排出係数
電力	9.76 (MJ/kWh)	0.474 (kg-CO ₂ /kWh)
都市ガス	44.8 (MJ/Nm ³)	1.36 (kg-CO ₂ /Nm ³)
LPG	50.8 (MJ/kg)	1.61 (kg-CO ₂ /kg)
灯油	36.7 (MJ/L)	1.85 (kg-CO ₂ /L)
A重油	39.1 (MJ/L)	1.89 (kg-CO ₂ /L)
上水道	—	0.36 (kg-CO ₂ /m ³)
再生可能エネルギー	—	0

(2) 提案総括表

ア 改修提案項目一覧（様式第11号の1）

省エネルギー改修項目ごとに、一次エネルギーおよび二酸化炭素排出の削減効果、年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記載してください。

イ ESCO 契約内容提案書（様式第11号の2）

削減予定額、削減保証額、ESCO サービス料、契約期間について記載してください。

(3) 技術提案書

ア 省エネルギー改修項目等の説明（様式第 12 号の 1）

詳細検討に基づき、省エネルギー手法ごとに、改修前と改修後の設備（システム）構成図、当該設備に関するエネルギー消費状況の評価内容、省エネルギー改修項目の内容およびシステム説明、エネルギー消費量等に関する技術的、数値的根拠について、A4 版 3 枚以内、かつ、2,000 字以内で記載してください。

イ 環境への配慮（様式第 12 号の 2）

NOX、SOX、ばいじん、騒音等の環境対策について、A4 版 1 枚以内、かつ、1,000 字以内で記載してください。

ウ ESCO 設備と既存設備の関係（様式第 12 号の 3）

導入する省エネルギー手法が既存設備に更新や効率化改修に寄与する内容について、A4 版 1 枚以内、かつ、1,000 字以内で記載してください。

エ 工事中の対応（様式第 12 号の 4）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項、および品質管理、工事完了期限、設備引渡しに関する内容について、A4 版 2 枚以内、かつ、2,000 字以内で記載してください。

オ 契約終了後の対応（様式第 12 号の 5）

ESCO 契約期間終了後の対応、ESCO 設備の扱いについて、A4 版 1 枚以内、かつ、1,000 字以内で記載してください。

カ 建築要素にかかる改修の検討（様式第 12 号の 6）

省エネルギー改修工事に建築要素を含む検討を行った場合は、その内容について、A4 版 1 枚以内、かつ、1,000 字以内で記載してください。

(4) 事業資金計画書

ア 事業収支計画書（様式第 13 号の 1）

契約期間中における、本県の事業全体に関する収支計画を作成してください。用紙は A3 版横書きとします。

イ 事業収支計画書（様式第 13 号の 2）

ESCO 契約期間中の事業収支（事業者分）について記載してください。なお、ESCO 事業終了時の設備の扱いについては、簿価並びに撤去費用を考慮しない方法で計算することとします。用紙は A3 版横書きとします。

ウ) 資金計画書（様式第 13 号の 3）

資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法として検討している事項を記入してください。

エ) 工事予算等経費計画書（様式第 13 号の 4）

初期投資に係る費用を記入のうえ、内訳を添付してください。詳細診断費には、包括的エネルギー管理計画書作成の費用も含めます。

オ) 補助金関係提案書（様式第 13 号の 5）

想定している補助金の種類と金額、補助金の交付要件、提案内容での補助金獲得の可能性等に関する考察について A4 版 1 枚以内、かつ、1,000 字以内で記載してください。

(5) 維持管理等提案書

ア 維持管理計画書（様式第 14 号の 1）

(ア) 維持管理計画

ESCO 設備の維持管理業務に関する計画内容を記載してください。また、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて A4 版 1 枚以内、かつ、1,000 字以内で記載してください。

- (イ) 維持管理見積書
毎年要する費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。
- イ 計測・検証計画書（様式第 14 号の 2）
 - (ア) 省エネルギー効果の測定・検証方法
エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示してください。
 - (イ) 計測機器設置見積書
計測・検証に必要な機器類の設置費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。
 - (ウ) 計測・検証見積書
毎年要する費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。
 - (エ) その他特記事項
コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば A4 版で記載してください。（枚数の制限はありません）
- ウ 運転管理方針計画書（様式第 14 号の 3）
 - (ア) 運転管理方針
ESCO 設備および本県の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、事業者と本県の役割について記載してください。また、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて A4 版 1 枚以内、かつ、1,000 字以内で記載してください。
 - (イ) 運転管理費見積書
毎年要する費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。
- エ 緊急時対応提案書（様式第 14 号の 4）
提案の安全性、信頼性、災害を含む緊急時対応方法の考え方について、A4 版 1 枚以内、かつ、1,000 字以内で記載してください。
- (6) 主要機器等の設置計画図（様式第 15 号）
提案する ESCO 設備等の設置箇所図を示してください。
書式の仕様は自由とします。

12. 配付資料

12.1 配付資料の内容

提案要請書と併せて応募者に送付される配付資料（可能なものは電子データ）は次のとおりとします。

- (1) 施設概要
- (2) 過去 3 年間の月別光熱水費（電気、石油類、ガス、水道）および使用量
- (3) 機器リスト（電気、衛生、空調）
- (4) 系統図（電気、衛生、空調）
- (5) 単線結線図
- (6) 機械室配置図（熱源機械室、空調機械室）
- (7) 建物外観図（平面図、立面図）
- (8) 各階平面図（ダクト図、照明機器配置図）
- (9) その他詳細データ
- (10) 運転管理データ(日報、月報等)
- (11) 省エネルギー診断書

12.2 配付要領

上記の資料は、下記の要領で配付します。

- (1) 配付方法
提案要請を受けた応募者に、無償で配付します。
- (2) 配付場所
事務局にて直接配付します。
- (3) 配付期間
平成28年9月23日(金)
受付時間は、午前9時00分から12時00分および
午後1時00分から5時00分まで

(別添1)

長野県看護大学 ESCO 事業
提出書類様式

平成28年9月

(長野県環境部環境エネルギー課)

様式リスト

使用 時期	区分 番号	様式番号	書 類 名
参 加 表 明		様式第 1 号	質問書
	①	様式第 2 号	参加表明書
	②	様式第 3 号	グループ構成表
	③	様式第 4 号	履行保証書
	⑧	様式第 5 号の 1	企業状況表
	⑧	様式第 5 号の 2	有資格技術職員内訳書
	⑧	様式第 5 号の 3	各役割の責任者業務実績表
	⑨	様式第 6 号	ESCO 関連事業実績一覧表
提 案 共 通		様式第 7 号	提案辞退届
	①	様式第 8 号	提案書提出届
		様式第 9 号	提出書類表紙の記載方法（共通）
選 考		様式第 10 号	提出書類の体裁（共通）
	②	様式第 11 号の 1	提案総括表 (改修提案項目一覧表)
	③	様式第 11 号の 2	提案総括表 (ESCO 契約内容提案書)
	③	様式第 12 号の 1	技術提案書 (省エネルギー改修項目等の説明)
	③	様式第 12 号の 2	技術提案書 (環境への配慮)
	③	様式第 12 号の 3	技術提案書 (ESCO 設備と既設設備の関係)
	③	様式第 12 号の 4	技術提案書 (省エネルギー改修工事中の対応)
	③	様式第 12 号の 5	技術提案書 (契約終了後の対応)
	③	様式第 12 号の 6	技術提案書 (建築要素にかかる改修の検討)
	④	様式第 13 号の 1	事業資金計画表 (事業収支計画書)
	④	様式第 13 号の 2	事業資金計画表 (事業者収支計画書)
	④	様式第 13 号の 3	事業資金計画表 (資金計画書)
	④	様式第 13 号の 4	事業資金計画表 (工事予算等経費計画書)
	④	様式第 13 号の 5	事業資金計画表 (補助金関係提案書)
	⑤	様式第 14 号の 1	維持管理等提案書 (維持管理計画書)
	⑤	様式第 14 号の 2	維持管理等提案書 (計測・検証計画書)
	⑤	様式第 14 号の 3	維持管理等提案書 (運転管理方針計画書)
	⑤	様式第 14 号の 4	維持管理等提案書 (緊急時対応提案書)
⑥	様式第 15 号	主要機器等の設置計画図	

※ 様式第 13 号の 1, 2, 3 については、補助金有・無別に提出するものとする。

※ 各様式中、該当しない項目については記入不要とする。

(様式第1号)

質 問 書

事業名称：長野県看護大学 ESCO 事業

標記事業について、以下の質問をします。
質問内容：

平成 年 月 日

長野県知事 様

提出者：

所在地

商号又は名称 (*1)

実務担当責任者

(印)

電話番号

F A X 番号

E-mail

※1：グループで参加の場合は、グループの代表企業名を記入のこと

※2：質問はこの用紙1枚につき1件とする

(様式第 2 号)

参加表明書

事業名称：長野県看護大学 ESCO 事業

標記事業の提案書に基づく選定の参加の意思がありますので、プロポーザル参加資格の審査を申請します。なお、この参加表明書および添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

長野県知事 様

提出者：

所在地 (*1)

商号又は名称 (*2)

代表者氏名

(実印)

電話番号

F A X 番号

*1：建築士法上主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を（ ）書で上段に記載すること。

*2：グループで参加の場合は、グループの代表企業名を記入すること。

(様式第 3 号)

グループ構成表

事業名称：長野県看護大学 ESCO 事業

標記事業の提案書に基づく選定の参加に関しまして、以下の構成員で申請いたします。

平成 年 月 日

長野県知事 様

代表者：

所在地
商号又は名称
代表者氏名 (実印)
電話番号
FAX 番号
担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

その他企業グループ構成員：

所在地
商号又は名称
代表者氏名 (実印)
担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

所在地
商号又は名称
代表者氏名 (実印)
担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

所在地
商号又は名称
代表者氏名 (実印)
担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

(様式第 4 号)

履 行 保 証 書

長野県知事 様

■■■■■■■■は、▲▲▲▲▲▲が長野県看護大学 ESCO 事業に関する ESCO 事業提案の優秀提案として採用され、最終的に県と▲▲▲▲▲▲が ESCO 契約を締結した場合、▲▲▲▲▲▲に係る ESCO 事業の遂行を保証いたします。

万一、提案者である▲▲▲▲▲▲において、ESCO 事業の遂行に支障のある場合には、■■■■■■は保証人として責任を持って事業を遂行し、長野県看護大学の運営に支障を及ぼさないために、県と▲▲▲▲▲▲が締結した ESCO 契約に基づく一切の義務を引き継ぎ、誠意を持って迅速に履行することを誓約します。

保 証 人
所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

■■■■■■■■ (実印)

企業状況表

住 所	
商号または名称	
代 表 者 名	
建設業許可番号	
経営事項審査点数 (総合評点)	
ISO 9000 シーズ 認証取得状況	(認証部署等) (適用規格) (審査登録機関) (登録番号)
ISO 14000 シーズ 認証取得状況	(認証部署等) (適用規格) (審査登録機関) (登録番号)
地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する。	有 無 (有の場合の理由)
本募集要項の公示の日から提案書提出日までの期間に本県入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けている。	有 無 (有の場合の理由)
公示の日から提案書提出日までの期間に建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項もしくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている。	有 無 (有の場合の理由)
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律 77 号)第 3 条または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している。	有 無 (有の場合の理由)
商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている。	有 無 (有の場合の理由)
民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている。	有 無 (有の場合の理由)
会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による構成手続開始の申し立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。)をしている、または更正手続開始の申し立てをなされている。	有 無 (有の場合の理由)

注) 必要事項を記入し、対応する部分には○を付けること。

有資格技術職員内訳表

有資格技術職員内訳			人 数		合 計
建 築 工 事	一級建築士		人		/
	一級建築施工管理技士		人		
	二級建築施工管理技士	建築	人	小計	___人
		躯体	人		
		仕上げ	人		
	監理技術者		人		
その他(*1)		人			
電 気 工 事	一級電気工事施工管理技士		人		
	二級電気工事施工管理技士		人		
	監理技術者		人		
	その他(*1)		人		
管 工 事	一級管工事施工管理技士		人		
	二級管工事施工管理技士		人		
	監理技術者		人		
	その他(*1)		人		
技 術 士	建設	人	小計	___人	
	電気・電子	人			
	機械	人			
	衛生工学	人			
エネルギー管理士		人			
建築設備士		人			
その他(*1)		人		人	

*1：その他については、可能な範囲で具体的に記入すること。

(企業名：)

各役割の責任者業務実績表

分 担 氏名・年齢	実務経験年数 資 格	過去に従事した ESCO 事業等 類 似 業 務 の 実 績		
		実施年度	立場	業務概要
事業役割責任者 社名 ----- 氏名 ----- 年齢 才	経験年数 年			
	資格の種類： -----			
設計役割責任者 社名 ----- 氏名 ----- 年齢 才	経験年数 年			
	資格の種類： -----			
建設役割責任者 社名 ----- 氏名 ----- 年齢 才	経験年数 年			
	資格の種類： -----			
その他役割責任者 社名 ----- 氏名 ----- 年齢 才	経験年数 年			
	資格の種類： -----			

注：本提案における実務上の各役割の責任者を記入のこと。

ESCO 事業等とは、省エネ診断、建築・設備設計、工事の実績も含む。

(グループ名(企業名)：)

ESCO関連事業実績一覧表

事業件名	発注者	受注形態	契約金額 (千円)	契約年月日	契約期間	施設の概要			主な契約内容				
						用途	構造・ 規模面積	工事完了 年月	対象機器	対象建物 全体の省エ ネルギー率	パフォーマンス契約の 有無と種類 (ギランティード/シェアード)	保証の 有無	計測・検証 の有無
							m ²	年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無

注 1) 受注形態の欄には、単独、JVの別を記入すること。

注 2) 構造は、構造種別・地上階数/地下階数を記述すること。(例：RC-5/1)

注 3) ESCO 事業におけるパフォーマンス契約とは、省エネルギー改修による経費削減分で全ての経費を賄う契約であり、その中で、ギランティード・セービングス契約では実際の金融負担を発注者が負い、シェアード・セービングス契約は ESCO 事業者が実際の金融負担を負う形態となる。

注 4) 上記の各契約を証明できる書類は提出、提示する必要はないが、別途、提示を求めることがある。

注 5) 平成 25、26、27 年度に国または地方自治体と契約した ESCO 事業の実績を記述すること。

(企業名：)

(様式第7号)

提案辞退届

事業名称：長野県看護大学 ESCO 事業

提案要請番号：

標記事業への提案書に係る選定の参加を以下の理由により、辞退します。

提案辞退理由：

平成 年 月 日

長野県知事 様

提出者：

所在地 (*1)

商号又は名称 (*2)

代表者氏名

(実印)

電話番号

F A X 番号

*1：建築士法上主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を（ ）書で上段に記載すること。

*2：グループで参加の場合は、グループの代表企業名を記入すること。

① 提案書提出届

1. 事業名称：長野県看護大学 ESCO 事業
2. 提案要請番号：

標記事業に関しまして、下記の提案書類を提出いたします。

平成 年 月 日

長野県知事 様

提出者名（企業名又はグループの代表企業名）：
所在地（*1）
商号又は名称（*2）
代表者氏名 (実印)

事務担当責任者氏名
所属 職名

電 話
F A X 番 号

記

提出書類	
<input type="checkbox"/>	②提案総括表
<input type="checkbox"/>	③技術提案書
<input type="checkbox"/>	④事業資金計画書
<input type="checkbox"/>	⑤維持管理等提案書
<input type="checkbox"/>	⑥主要機器等の設置計画図
<input type="checkbox"/>	⑦環境活動説明書

- *1：建設業法上の主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を（ ）書で上段に記載すること。
*2：グループで参加の場合は、グループの代表企業名を記入すること。
*3：□は該当する個所を塗りつぶすこと。

(様式第 9 号)

提出書類表紙の記載方法 (サイズは A4 版とする)

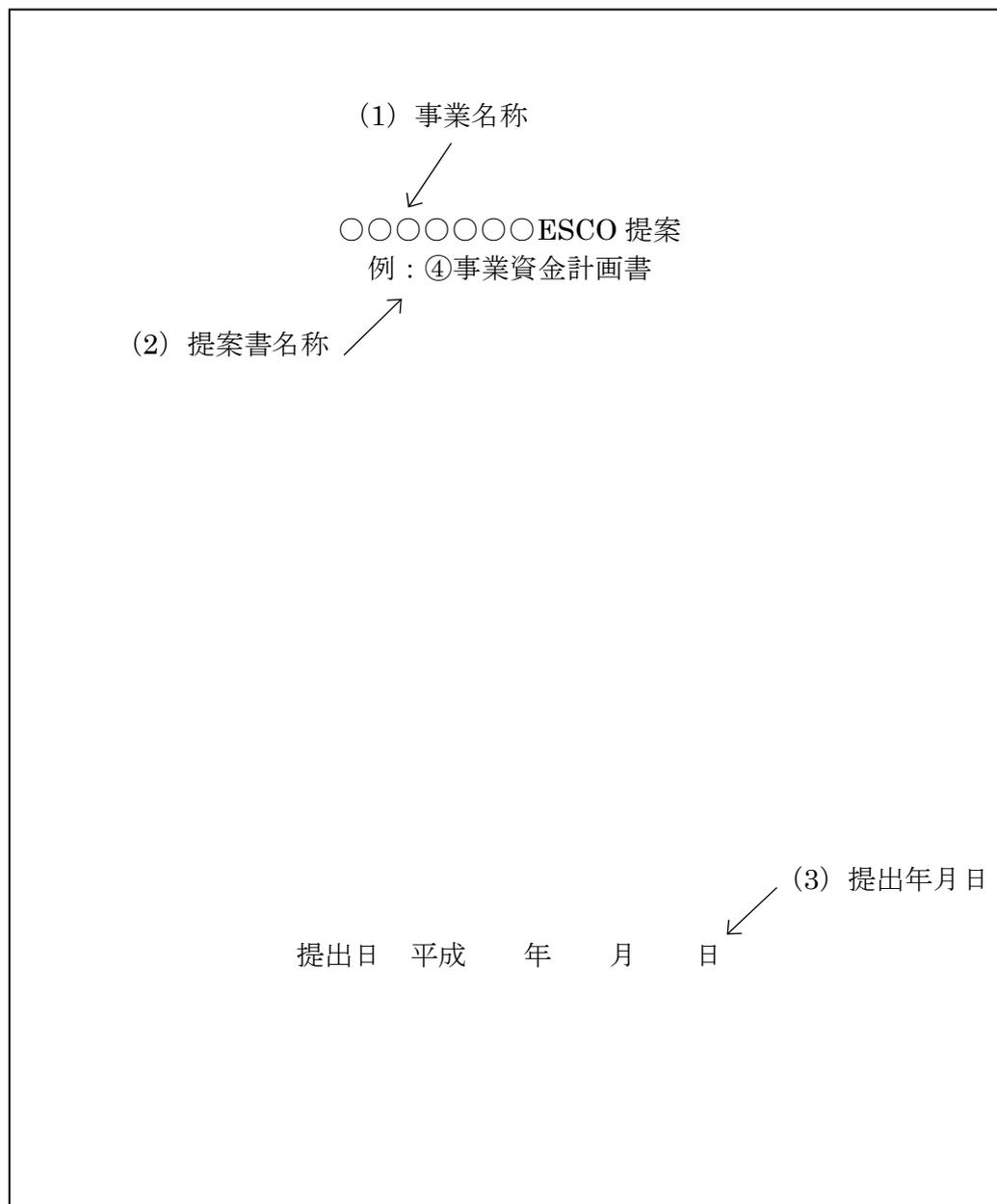
(1) 提案書名称

提案の種類毎に①～⑧の提案書名称を記述すること。

(文字の大きさ：太字，MS 明朝体 16 ポイント)

(2) 提出年月日

提出日を記入すること。(文字の大きさ：MS 明朝体 14 ポイント)



(様式第 10 号)

提出書類の体裁 (サイズは A4 版とする)

(1) 通し番号

提案書本文の各ページ下部中央に通し番号を入れること。(例：②－〇)

文字の大きさ：MS 明朝体 10.5 ポイント

(2) 本文

文字の大きさ：MS 明朝体 10.5 ポイント

字数：40 行×40 文字程度

(3)本文

(1)各提案書番号 ページ番号

②-1

(事業名称：)
(提案要請番号：)

(様式第 11 号の 1)

② 提案総括表

a. 改修提案項目一覧表 (消費税込み)

提案項目	電気・ガス・石油類 市水・井水 使用量		1次エネルギー ベース量 ○○○○MJ/年		二酸化炭素 ベース量 ○○○kg-CO ₂ /年		年間 削減額 円/年 A	工事他 投資額 円 B	単純 回収年 年 B/A
	種別	削減量 単位	削減量 MJ/年	削減率 %	削減量 kg-CO ₂ /年	削減率 %			
計	—	—							

注) 水については、1次エネルギー・二酸化炭素の削減量・削減率は計上しないこと。

(事業名称 :)
(提案要請番号 :)

(様式第 11 号の 2)

b. ESCO 契約内容提案書

ESCO 事業期間における事業収支を下表に基づき記述のこと。

補助金無し (消費税込み)

①	年間削減予定額	円/年	
②	年間削減保証額	円/年	
③	年間ESCOサービス料	円/年	
④	年間の県の保証利益	円/年	②-③
⑤	契約期間	年	
⑥	削減予定総額	円	①×⑤
⑦	削減保証総額	円	②×⑤
⑧	ESCOサービス料総額	円	③×⑤
⑨	県の保証利益総額	円	④×⑤

補助金有り (消費税込み)

①	年間削減予定額	円/年	
②	年間削減保証額	円/年	
③	年間ESCOサービス料	円/年	
④	年間の県の保証利益	円/年	②-③
⑤	契約期間	年	
⑥	削減予定総額	円	①×⑤
⑦	削減保証総額	円	②×⑤
⑧	ESCOサービス料総額	円	③×⑤
⑨	県の保証利益総額	円	④×⑤

(事業名称 :)
(提案要請番号 :)

(様式第 13 号の 1)

④ 事業資金計画書

a. 事業収支計画書 (補助金: 有 / 無) (ESCO契約期間 年)

(消費税込み 単位: 円)

年 度	H●	H●	H●	H●	H●	...	H●	H●	合 計
	改修年度	初年度	2年度	3年度	4年度	...	14年度	15年度	
ESCO設備設置費用		—	—	—	—	—	—	—	
光熱水費 ①									
削減予定額 ②	—								
削減保証額 ③	—								
ESCOサービス料 ④	—								
定期点検費用 ⑤	—								
本県の予定利益 (=②-④-⑤)	—								
本県の保証利益 (=③-④-⑤)	—								

※1 : A3 版横書きで作成すること。

※2 : 定期点検費用の欄には、新規導入する機器のうち、定期点検、分解整備が必要な機器については、点検費用を機器別、年度別に記入すること。

※3 : ※2 と同様に、既存設備についても継続して使用する場合は、点検費用の記入を行うこと。

※4 : 適宜、項目の追加を行うこと。

(事業名称 :)
 (提案要請番号 :)

(様式第 13 号の 2)

④ 事業資金計画書

b. 事業者収支計画書 (補助金： 有/無) (金利： % (基準金利 %、スプレッド %))
 (消費税込み 単位：円)

収支内訳	0年度	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	・・・	終了年	合計
Cash-In計①									
調達資金 (借入/自己資金)									
補助金									
ESCOサービス料	-								
その他 ^{※1}									
Cash-Out計②									
詳細診断費 (様式13号の4)		-	-	-	-	-	-	-	
設計費 (様式13号の4)		-	-	-	-	-	-	-	
工事費 (様式13号の4)		-	-	-	-	-	-	-	
計測機器設置費 (様式14号の2)		-	-	-	-	-	-	-	
工事監理費 (様式13号の4)		-	-	-	-	-	-	-	
維持管理費 (様式14号の1)	-								
計測・検証費 (様式14号の2)	-								
運転管理費 (様式14号の3)	-								
保険料	-								
借入金返済	-								
金利償還分	-								
固定資産税	-								
その他 ^{※1}									
キャッシュフロー①-②									
借入金残高									

※1：可能な範囲で詳細に記載すること。

※2：A3版横書きで作成すること。

(事業名称：)
 (提案要請番号：)

④ 事業資金計画書

c. 資金計画書 (補助金: 有 / 無)

1) 事業費の調達方法に関する考え方

各々の役割分担を担う応募者が、複数の企業で構成される場合は、企業毎の内訳を記入すること。

事業費総額 百万円		事業役割	設計役割	建設役割	その他
	企業名				
自己資本					
外部借入等					
補助金					

2) 金利設定について

基準金利 (a)	
スプレッド (b)	
設定金利 (a+b)	
基準金利の選定日、年数	
スプレッド設定根拠 (考え方)	

金利は、東京時間 10 時にテレレート 17143 頁発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース X 年物 (円-円) 金利スワップレートを用いた基準金利とし、応募者の提案による利ざや (スプレッド) を加算した値とします。なお、金利設定の基準日は事業者の提案によるものとし、スプレッドは事業期間中見直すことはできません。

3) その他、資金調達手法として検討している事項があれば記入すること。

--

(事業名称:)
(提案要請番号:)

④ 事業資金計画書

d. 工事予算等経費計画書

初期投資に係る費用を記入の上、内訳を添付すること。

(消費税込み)

項 目	金額(円)	備 考
詳細診断費		包括的エネルギー管理計画書作成費含む
設計費		
工事費		
工事監理費		
その他 ^{※1}		
合 計		

※1：別途作成する内訳がある場合は添付すること。

(事業名称：)
(提案要請番号：)

⑤ 維持管理等提案書

a. 維持管理計画書

1) 維持管理計画

ESCO 設備の維持管理業務に関する計画内容について記述すること。

また、維持管理業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、記述すること。

書式の仕様は、A4 版 1 枚以内かつ、1,000 字以内で記載すること。

2) 維持管理見積書

(消費税込み)

項目	金額 (円/年)	備考 (積算根拠共)
合計		

注) 毎年かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

(事業名称 :)
(提案要請番号 :)

⑤ 維持管理等提案書

b. 計測・検証計画書

1) 省エネ効果の測定・検証方法

省エネ改修項目	省エネ効果の測定・検証方法

2) 計測機器設置見積書

(消費税込み)

名称	数量	単位	単価 (円)	金額 (千円)	備考
合計					

3) 計測・検証費見積書

(消費税込み)

項目	金額 (円/年)	備考 (積算根拠共)
合計		

注) 毎年かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

4) その他

計測・検証業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、記述すること。

書式の仕様は、A4 版 (縦) で記載すること。(枚数の制限はない)

(事業名称 :)
(提案要請番号 :)

⑤ 維持管理等提案書

c. 運転管理方針計画書

1) 運転管理方針

ESCO 設備及び本県の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、本県と ESCO 事業者の役割について記述すること。

また、運転管理を行う上で、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、記述すること。

書式の仕様は、A4 版（縦）1 枚以内かつ、1,000 字以内で記載すること。

2) 運転管理費見積書

(消費税込み)

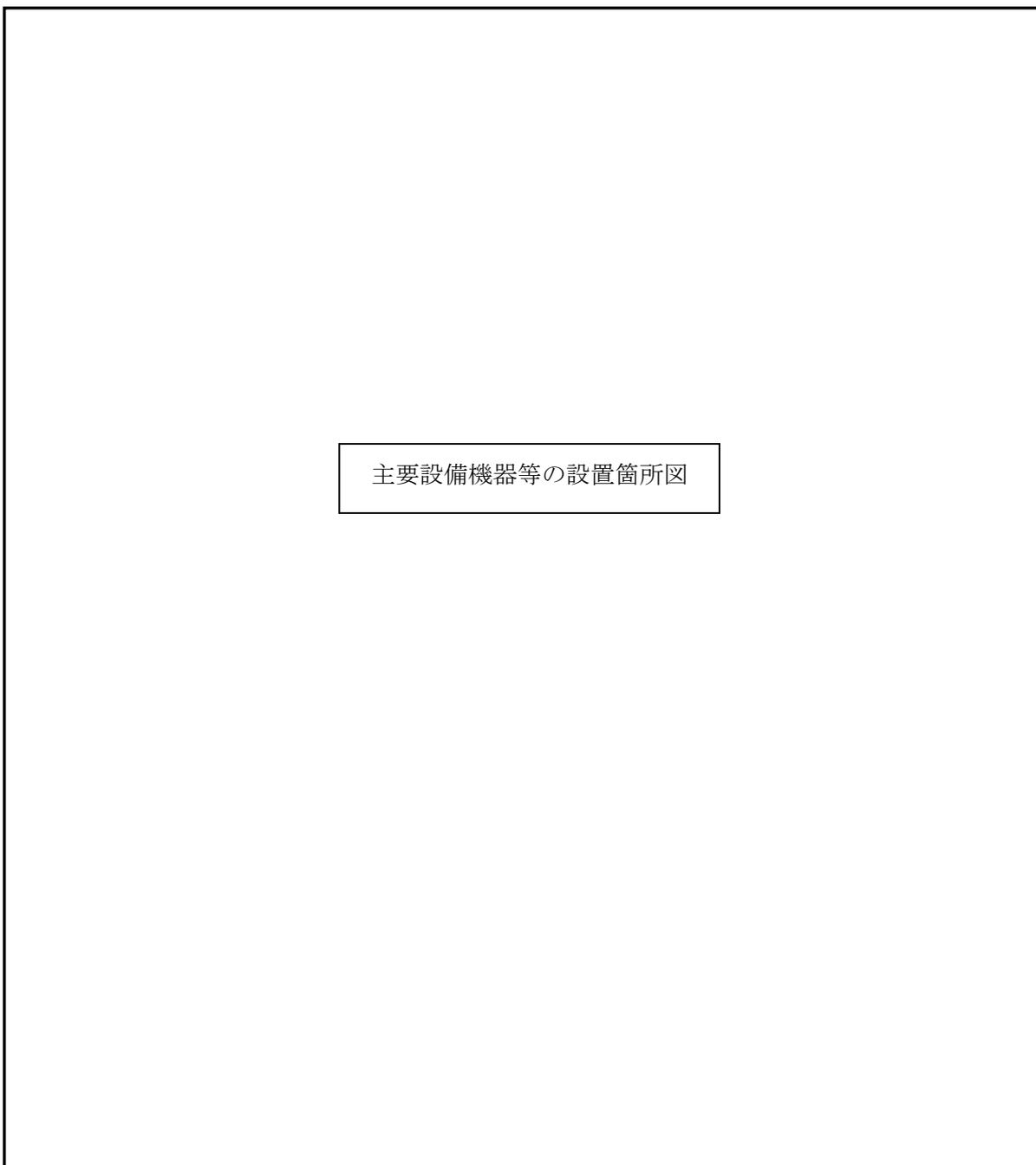
項目	金額 (円/年)	備考（積算根拠共）
合計		

注) 毎年かかる費用を記入すること。また、別途作成する内訳がある場合は、添付すること。

(事業名称：)
(提案要請番号：)

⑥ 主要機器等の設置計画図

提案する ESCO 設備等の設置箇所図を示すこと。
書式の仕様は自由とする。



主要設備機器等の設置箇所図

(事業名称 :)
(提案要請番号 :)

(別添2)

長野県看護大学 ESCO 事業
リスク分担表

平成28年9月
(長野県環境部環境エネルギー課)

予想されるリスクと責任分担表

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本県	ESCO事業者	
共通	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	ESCO 提案の誤り	ESCO 事業の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	事業の中止・延期	施設の設計・改修における履行保証保険		○
			本県の指示によるもの	○	
			施設改修に必要な許可等の遅延によるもの		○
			事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		本県の事業放棄・破綻によるもの	○		
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○		
	物価	急激なインフレ・デフレ (設計費に対して影響のあるもののみを対象とする)	○		
	設計変更	本県の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	応募コスト	応募コストの負担		○	
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○		
	物価	急激なインフレ・デフレ	○		
	用地の確保	設置場所の確保、資材置き場の確保	○		
	設計変更	本県の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	工事遅延・未完工	本県の責務による工事遅延・未完工による引渡しの遅延	○		
		事業者の責務による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○	
	工事費増大	本県の指示・承諾による工事費の増大	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○	
一時的損害	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○		
	引渡し前に工事に起因し施設に関して生じた損害		○		
支払関連	支払遅延・不能	支払遅延・不能によるもの(下記以外)	○		
		計測・検証報告の遅延により支払を留保する場合		○	
		省エネ保証に係る省エネ保証行為の不履行		○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本県の責による事業内容の変更	○		
		事業者が必要と考える計画変更		○	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○	
	施設・設備等の現状変更	事業者の都合による施設・設備の様様替え、新設及び増設		○	
施設損傷	ESCO 設備に係る事故・火災による本県施設の損傷		○		

		ESCO 設備に起因する本県施設への障害		○
		上記以外の事故・火災による本県施設の損傷	○	
	瑕疵担保	ESCO 設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災・戦争などの不可抗力による本県施設の損傷	○	
		火災・天災・戦争などの不可抗力によるESCO 設備等の損傷	○	
	機器の不良	ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱水費単価	光熱水費単価の変動	○	
	エネルギー消費量	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
上記以外の変動要因の場合		○	○	
利用者等に及ぼした損害賠償	ESCO 設備に起因して生じた利用者への損害に対する賠償	○	○	
計測・検証	機器の不良	ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な本県からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱水費単価	光熱水費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
上記以外の変動要因の場合		○	○	
保障関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本県施設運営・業務への障害		○

長野県看護大学 ESCO 事業提案審査要領

長野県看護大学 ESCO 事業に係る ESCO 事業提案の審査は、学識経験者及び長野県職員等で構成される長野県 ESCO 事業提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）により、以下の要領に従い行う。

1 提案者の募集から ESCO 事業者選考審査に至る過程

- (1) 公告及び記者発表
- (2) 募集要項配布
- (3) 質問受付
- (4) 説明会及び質問回答
- (5) 参加表明書及び資格確認書類の受付
- (6) 提案要請書の送付
- (7) 現場ウォークスルー調査
- (8) 提案書の受付
- (9) ヒアリングの実施
- (10) 最優秀及び優秀提案の選出、結果通知、結果公表

2 ESCO 事業者審査及び選定の流れ

- (1) 応募資格の確認

ESCO 事業提案への参加を表明した ESCO 事業者に提案要請をするにあたり、ESCO 事業者応募資格要件に従って応募者の応募資格の確認を行い、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

- (2) 最優秀及び優秀提案の選定

審査委員会により、提出された提案の中から最も優れていると考えられる提案（最優秀提案）を 1 件、その他 2 件程度の優秀提案を選定する。

(参考 審査・選定後の事業の流れ)

- (1) 詳細協議

最優秀提案をした ESCO 事業者（以下「選定 ESCO 事業者」という。）は、長野県との間で、以後の詳細診断、包括的エネルギー管理計画書（最終提案書）作成及び契約を締結するまでの諸条件について詳細協議を進める。

なお、この際の協議は、当該 ESCO 事業者の提案の範囲内で行われるものとする。

- (2) 最終 ESCO 事業者の決定

選定 ESCO 事業者は、詳細診断を行い、その結果について長野県と協議を行

う。選定 ESCO 事業者との協議が整わない場合には、優秀提案を行った数社の範囲内において、次順位の者との協議を行う。この結果、長野県が契約を行うこととした ESCO 事業者（最終 ESCO 事業者）との間で、長野県の予定価格の範囲内で契約を締結する。

3 審査の流れ

審査委員会は、「二酸化炭素削減、省エネルギー効果」、「財政的側面」、及び「技術、維持管理、計測・検証手法」等について総合的に ESCO 提案書の審査を行い、最優秀提案 1 件及び優秀提案 2 件程度を選定する。

なお、審査は「補助金無し」、「補助金有り」両方の場合について、審査の対象として取り扱い、「補助金無し」、「補助金有り」の比率については、50 対 50 とする。

審査は以下の要領で行う。

- (1) 評価項目は以下のとおりとし、各項目の配点は別表のとおりとする。ただし、評価項目及び配点の最終的な判断は、審査委員会によって行われるものであり、審査委員会における協議を踏まえて評価項目又は配点の一部を変更することができる。
 - ア ESCO 契約期間中の各年の県利益が大きいこと
 - イ 15 年間の本県の利益総額が大きいこと（※1）
 - ウ 最低保証基準額が高いこと（※2）
 - エ 提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること
 - オ ESCO 契約期間が可能な限り短いこと
 - カ 補助金等の確保の可能性が高いこと
 - キ 対象建物全体の省エネルギー率が大きく、さらに省エネルギー効果が十分あること
 - ク 二酸化炭素排出の削減効果が高いこと
 - ケ NOx、Sox、ばいじん、騒音等についての環境性が配慮されていること
 - コ 技術提案に具体性・妥当性があること
 - サ 工事費用の算出に具体性・妥当性があること
 - シ 設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること
 - ス 提案に基づく工事施工・運転管理が本県施設の運営・業務に支障のないこと
 - セ 既設機器の更新に係る配慮があること
 - ソ 提案に先進性・独自性があること
 - タ 建築要素にかかる改修の検討を行っていること
 - チ 提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること
 - ツ 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、本県に ESCO サービスの提供ができること

- テ ESCO 契約期間終了後の対応について提案があること
- ト 提案が全体としてバランスが良く優れていること
- ナ 技術提案に信頼性があること

※1： 応募者が提案する事業期間にかかわらず、全ての提案について、ESCO 設備導入後 15 年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「15 年間の ESCO 事業による光熱水費削減額－ESCO 設備設置費用－契約期間中の ESCO サービス料の総額－定期点検費」であり、光熱水費削減額の算出基準となるベースラインは、過去 3 年間のエネルギー消費量及び上水道使用量の単純平均値に、「ESCO 事業提案募集要項」の「7.5（1）提示条件のベースライン及び削減保証基準額の設定に示す単価を用いて算定した金額とし、各社同一とする。但し、妥当な計算方法を明示した上で、独自に算出したベースラインによる計算を併記することができるものとする。

※2： 「ESCO 事業提案募集要項」の 7.5（2）「光熱水費削減額、削減保証基準額並びに最低保証基準額の設定」を参照のこと。

- (2) 上記の審査結果に従い、総合得点の最も大きい提案をした ESCO 事業者を最優秀提案とし、選定 ESCO 事業者とする。その他、上位 2 社程度を優秀提案として順位を付して選出する。
- (3) 審査委員会の開催に先立って事務局から ESCO 事業者に対し必要に応じてヒアリングを行う場合がある。
また、審査委員会において ESCO 提案提出者によるプレゼンテーションを行い、審査の参考とする。

4 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 提案募集要領に違反すると認められる場合
- (5) 提出書類に重要な事実について記載がなかった場合
- (6) ESCO 契約期間中において、ESCO 事業者の利益総額が赤字となり ESCO 事業が成立しない提案
- (7) 補助金有りの提案の場合は、補助金の申請要件に対して不適合と認められる場合
- (8) ESCO 提案の内容が、別表の備考欄に掲げる失格の条件に一つでも該当する場合

5 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査の結果は、応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じません。
- (2) 原則として応募者からの審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。
- (3) 県は、審査結果（優秀提案等）をまとめて、県ホームページへの掲載などにより公表する。

表 ESCO提案審査評価項目

採点個表(委員)

評価項目		採点基準	点数	係数	評定点	備考(※3)	
経済性	ア	ESCO契約期間中の各年の県利益が大きいこと	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	5	5	25	
	イ	15年間の本県の利益総額が大きいこと(※1)	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	5	5	25	
	ウ	最低保証基準額が高いこと(※2)	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	5	4	20	
	エ	提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること	5:信頼性が高い 4:やや信頼性が高い 3:中程度である 2:やや信頼性が低い 1:信頼性が低い	5	4	20	提案者の経営状況や資金調達計画が不良(※4)の場合は失格
	オ	ESCO契約期間が可能な限り短いこと	最少年数を「5」点とし、その他の得点を(最少年数/当該年数)×5で算出	5	2	10	
	カ	補助金等の確保の可能性が高いこと	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや乏しい 1:乏しい	5	4	20	
環境性	キ	対象建物全体の省エネルギー率が大きく、さらに省エネルギー効果が充分あること	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	5	5	25	
	ク	二酸化炭素排出の削減効果が高いこと	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	5	5	25	
	ケ	Nox、Sox、ばいじん、騒音等についての環境性が配慮されていること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	4	20	
提案妥当性	コ	技術提案に具体性・妥当性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	3	15	設置場所等を含め、明らかに具体性・妥当性を欠く場合は失格
	サ	工事費用の算出に具体性・妥当性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	3	15	工事費用の算出が、明らかに具体性・妥当性を欠く場合は失格
	シ	設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	5	25	
その他	ス	提案に基づく工事施工が本県施設の運営・業務に支障がないこと	5:支障がない 4:ほぼ支障がない 3:中程度である 2:支障が出る可能性がある 1:明らかに支障がある	5	4	20	提案による工事施工・運転管理が施設の運営・業務に明らかに支障がある場合は失格
	セ	既設機器の更新に係る配慮があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	3	15	
	ソ	提案に先進性・独自性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	3	15	
	タ	建築要素にかかる改修の検討を行っていること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	5	25	
	チ	提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること	5:明確である 4:ほぼ明確である 3:中程度である 2:やや明確さに欠ける 1:明確でない	5	1	5	提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確でない場合は失格
	ツ	優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、本県にESCOサービスの提供ができること	5:信頼性が高い 4:やや信頼性が高い 3:中程度である 2:やや信頼性が低い 1:信頼性が低い	5	1	5	
	テ	ESCO契約期間終了後の対応について提案があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	5	4	20	
	ト	提案が全体としてバランスが良く優れていること	5:優れている 4:やや優れている 3:中程度である 2:やや劣る 1:劣る	5	5	25	
	ナ	技術提案に信頼性があること	5:信頼性が高い 4:やや信頼性が高い 3:中程度である 2:やや信頼性が低い 1:信頼性が低い	5	5	25	
評定点合計(400点満点)					400		
採否	いずれかに○ 採用 不採用	特記事項					

(※1)各ESCO事業者が提案する事業期間にかかわらず、全ての提案について、ESCO設備導入後15年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「15年間のESCO事業による光熱水費削減額－ESCO設備設置費用－契約期間中のESCOサービス料の総額－定期点検費」であり、光熱水費削減額の算出基準となるベースラインは、過去3年間のエネルギー消費量及び上下水道使用量の単純平均値に、「ESCO事業提案募集要項」の「7 ESCO提案書における提示条件7. 5ベースライン及び削減保証基準額の設定 (1)ベースラインの設定」(15ページ)の表に示す単価を用いて算出した金額とし、各社同一とする。

(※2)「ESCO事業提案募集要項」の「7 ESCO提案書における提示条件 7. 5ベースライン及び削減保証基準額の設定 (1)(2) 光熱水費削減額 削減保証基準額並びに最低補償基準額の設定」(15ページ)を参照のこと。

(※3)備考欄のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(※4)経営状況が3期連続赤字(但し、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が共に3期連続赤字)である場合、資金調達予定額が必要費用に達していない場合を言う。